

令和3年第5回那須烏山市議会9月定例会（第4日）

令和3年9月10日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時10分

◎出席議員（15名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 青木敏久 | 2番 | 興野一美 |
| 3番 | 堀江清一 | 4番 | 荒井浩二 |
| 5番 | 福田長弘 | 7番 | 矢板清枝 |
| 8番 | 滝口貴史 | 9番 | 小堀道和 |
| 10番 | 相馬正典 | 11番 | 田島信二 |
| 12番 | 渋井由放 | 14番 | 沼田邦彦 |
| 15番 | 中山五男 | 16番 | 高田悦男 |
| 17番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（1名）

6番 村上進一

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------|
| 市長 | 川俣純子 |
| 教育長 | 田代和義 |
| 会計管理者兼会計課長 | 澤村誠一 |
| 総合政策課長 | 菊池義夫 |
| まちづくり課長 | 大谷光幸 |
| 総務課長 | 佐藤博樹 |
| 市民課長 | 大谷啓夫 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 皆川康代 |
| こども課長 | 川俣謙一 |
| 農政課長 | 深澤宏志 |
| 商工観光課長 | 小原沢一幸 |
| 都市建設課長 | 佐藤光明 |
| 上下水道課長 | 高田勝 |
| 学校教育課長 | 大鐘智夫 |

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

大 貫 厚

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。6番村上進一議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

ここで、昨日の興野議員の一般質問に関して答弁漏れがございましたので、菊池総合政策課長より答弁がございました。

菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） おはようございます。昨日、興野議員の質問の答弁漏れがございましたので、報告させていただきます。

まず、本市の外資系企業による太陽光発電施設の設置件数につきまして、土地利用に関する事前協議があった35件のうち、調べましたが、7件が外資系の企業によるものと思われま。しかしながら、外資系企業を正確に見分けるのはなかなか難しく、全て把握するのは難しいというのが現状でございます。

次に、転売等による事業者の変更の把握についてですが、土地利用に関する事前協議の終了時に事業者との間で用地施設等の維持管理に関する協定書を締結することとしております。この協定の中で別の事業者に譲渡等を行う際は市と協議した上で承継届出書というものを、今年度からの書式も定めまして、届出をさせるということとしております。

また、大規模な土地取引があった場合は国土利用計画法に基づく届出が必要となります。これらの届出によって事業の譲渡等について把握に努めております。

しかしながら、どちらの届出も事業者からの自己申告によるものでございますので、完全な把握は難しいというのが現状でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

現在、緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染予防対策を実施しております。一般質問については現行の60分といたしますが、45分を目標に可能な限りの短縮をお願いいたします。また、議場内の3密回避対策として議場内入場議員の入替えを実施しておりますので、御了承願います。なお、質問者におかれましては、一般質問中もマスクの着用をお願いいたし

ます。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて60分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止いたします。また、質問者の通告した時間となりましたら、質問の終了を求めますので、御了解願います。なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

ここで議席番号が偶数の議員の皆様におかれましては、議員控室へ移動をお願いいたします。通告に基づき、9番小堀道和議員の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 皆さん、おはようございます。

議席番号9番の小堀です。一般質問3日間あったわけですがけれども、最終日最初の質問者です。

新型コロナウイルスの猛威がなかなか収まらず、この議場内を見ても異常な状態が続いています。一日も早く当たり前の状態に戻ることを願うばかりです。

そんな中、一般質問いたしますが、質問事項は3期目の教育長に期待すること及び本市のSDGsの取組についての2点であります。

持ち時間より短く、しかも、充実した一般質問になるよう努力したいと思っておりますので、執行部の御協力と教育長の情熱と愛情いっぱいの答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） それでは、1番目の3期目の教育長に期待することについて質問いたします。

現在、田代教育長には3期目の教育行政を担っていただいております。十分な経験を積んで士気も大いに高揚し、さらなるスタートを切ったこの時期、本市の子供たちを市民の自慢となるような人材に育てようと日々意欲的に戦略を練っている毎日だと推察しています。

先日の下野新聞に本市の小中学校に新聞を教材にして勉強する「教育に新聞を」というNIE事業に取り組むことが紹介されておりました。教育長の人材育成戦略の一環であり、これからどんどん新しい取組・新しい戦略が出てくるのではと期待を膨らませています。

そのような戦略づくりに少しでも貢献できることはないかと私なりに考えました。役に立つかどうかは教育長が判断する内容なので、参考にしてもらえればありがたいです。

教育長に本市の人的資源や文化歴史資源などの特色を生かした日本一の教育・人材育成をし

てほしいとの願いから、思い切りの応援となればとの思いで質問することにしました。

今まで何度か教育問題の質問をしましたが、結果としてYes・But、またはBut・But文化、すなわち「そうは言っても」とか、または初めから全否定の答弁で、ほとんどの提案は実行に至らなかったのではないかと思います。このような質問を続けていては本市の教育が何も変わらないのではとの思いが強くなるばかりで、私の質問の仕方にも責任があるのではとの思いが頭をよぎりました。

そうは言っても、やはり市の教育に最も権限と影響力を持っている教育長に頑張ってもらうしかないと思うので、真剣に検討してもらいたいとの思いで質問と提案をしたいと思います。

前置きは以上にして本題に入ります。

最初の質問です。3期目に入った教育長にぜひお伺いしたいことがあります。

1つ目は、教育長がこの市の教育で実現したいこと、目指したいこと、特にこの市でどのような人間形成や人材育成を目指しているのか。

2つ目は、その実現のためにどのような方策、手段で迫ろうと考えているのか。

3つ目は、その目標を達成するために、各学校の学校経営とどのように連動させていこうと考えているのか。

できるだけ分かりやすく具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 市の教育で実現したいことについてお答えいたします。

議員のおっしゃるように、教育長として3期目を迎えておりますが、私の立場といたしましては、1期目から終始一貫して本市の教育行政の充実を目指して、これまで以上に子供たちの安心安全な学校生活の実現に力を注いでおります。

就任当初申し上げましたように、市の発展に寄与できる教育行政を行いたいというふうに、6年半前ですか、お話を申し上げましたが、その立場について何ら変更しているところはございません。もちろん議員がおっしゃるように、個々の施策についていろんな面で努力をしてみたいとは思っております。

現在、学校においては、長引くコロナ禍において子供たちの安全を第一に考え、感染防止策を十分に行いながら学びの場を維持できるように努めております。

教育は、人格の完成を目指し、社会の一員として必要な資質を備えた人材の育成が目的であります。本市においても未来の担い手となる子供たちの育成のため、「知の教育」「心の教育」「命の教育」の3つの柱を中心に基本施策を進めております。具体的には、「知の教育」として、学力向上に向けた授業改善のための研修会や先進県視察を実施したり開催したり、ICTを活用するためのハード・ソフト面の環境整備に取り組んだりしております。「心の教

育」では、全ての児童・生徒が共に学ぶ環境を実現するため、特別支援教育の充実を図ることで個に応じた支援の推進を図っております。「命の教育」では、自他の命を尊重し、心身ともに健康な児童・生徒の育成を目指して、健康教育・安全教育を各学校で実施しております。併せて、それぞれの基本施策に推進指標を設定しており、P D C Aサイクルに基づいた評価・改善につなげるよう取り組んでおります。

これら市の教育目標を各学校で実現する点につきましては、3つの柱を各学校の経営方針に連動させており、具体的な教育活動に結びつけて実施できるようにしております。

今後は、目標達成に向けまして、事業の成果や効果を検証するとともに、改善が必要と判断されたものにつきましては、早急に見直し等の対応が取れるようにしてまいります。引き続き本市の教育活動の充実の目標の達成のために努めてまいりますので、御理解と御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（洪井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 教育長のお考えをお聞きしました。今の教育長の答弁はどこの行政のどこの学校のどこの教育委員会の教育長に聞いても多分同じような考えが戻ってくるのではないかなという思いで聞いていましたので、さらに教育長には自分の思いを入れてほしいという、そんな話にしたいと思っておりますので、続けます。

この内容を今お聞きしましたが、この重要な内容について分かりやすく絵で表したものをグランドデザインと言いますが、このグランドデザインの策定について提案したいと思います。

そこで、質問ですけれども、本市の子供たちをどんな人間や人材に育てたいのかという目標、それに迫るための活動、すなわち方策を立案する。そして、方策の有効性を結果から判断し、学校や保護者、地域の応援に加えて各地の文化、歴史、自然、人などの資源を活用し、方策をどんどん推し進めるための戦略図であるグランドデザインの策定を提案したいのです。グランドデザインを見れば目標とする子供像や人間像や、そのために必要な活動、どんなことに取り組んでいくのかが一目瞭然に分かります。一般に言われる知徳体をどのようにして向上させようとしているかが分かる内容です。これらのことを絵に表したものがグランドデザインです。グランドデザイン策定は新年度ごとに実施するものですが、教育長のはじっくり戦略を練って展開してほしいので、教育長が3期目をスタートさせた「今でしょう」の思いで取り上げました。グランドデザインの策定が目標を実現に導く大変有効な手段だと思うので、グランドデザインは策定されているのか、ないとすれば、ぜひ策定してほしいですし、あるとしても改めて作り直してほしいのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） グランドデザインの策定についてお答えいたします。

子供たちが将来の夢を持ち、その夢の実現に向かって進むためには、保護者や学校関係者はもちろん、議員御指摘のとおり地域の力も必要不可欠になっております。その協力を得るためにも目標達成に向けた「設計図」、つまり、グランドデザインが必要であり、本市の教育における将来のイメージを具体的にまとめたグランドデザインを策定することは、目標の実現を理解していただく上で非常に有効な手段であります。

本市では、今年度よりコミュニティ・スクールを烏山中学校区と南那須中学校区で本格的にスタートさせ、子供たちの健全な育成に向けて、学校、保護者、地域関係者が協力して社会総がかりで取り組む体制づくりが進んでおります。ここでは、地域の人材や自然、歴史などの資源が有効に活用され、「地域で子供たちを育てる」という認識が芽生えるきっかけにもなっていくことが期待されております。そのような目標をイメージ化し、共有を図る手段としてグランドデザインを策定し、委員の方々や保護者・地域の方々にも御理解と御協力を得られるよう取り組んでまいります。

今後はグランドデザインに示されたイメージの共有化をさらに進め、地域住民、保護者、ボランティア団体等がネットワークとしてつながり、地域と学校が連携・協働して、子供たちの豊かな成長を支援できるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の要約すると、グランドデザインをやっぱり市民も含めて、教育長としては「必要だから、頑張るよ」というふうに捉えたんですけども、そういうことでいいんですね。

そこで、今教育長の意見を聞きましたけれども、各学校の現状について確認させてください。各学校ではこのグランドデザインを策定しているのか、策定していないのか、何校中何校という現状を教えてください。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） グランドデザインにつきましては、各学校全校きちんとした、保護者に入学とか年度当初に示しておりますので、大体A4版の色刷りで、学校の指標ですか、それから学校内の体制等をグラフィック化したもので示しております。全校で策定しております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回教育長のお達しでグランドデザインの目標とか、そんなのを論議していますけれども、今つくられているとすれば、やはりゼロ点に立ち返って、もう一度改定するなり、別の活動につながればいいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

何度も言ってしまうけれども、グランドデザインは各学校の目標やそれを達成するための戦略を分かりやすくまとめたものです。グランドデザインを描くこと自体が目標を達成する筋道をつけることで大変有効ですし、職員や保護者、地域の人にも一目瞭然で目標達成への道筋を理解してもらえらるすばらしいツールです。

グランドデザイン策定については各学校がそれぞれ独自の特色を生かして策定することが望ましいのですが、教育長としては各学校長に策定してはどうかと、あと改定を、ぜひ投げかけやフォローをお願いしたいのです。そのときに教育長がグランドデザインを策定していれば教育長の思いがじかに伝わる筋の通ったグランドデザインとなりまして、考えただけでも教育長としてはわくわくするようなものになると思います。どうですか。一言で。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） そのように頑張りたいと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ありがとうございます。

グランドデザイン策定を考えると、考えるときというか改定も含めてですけれども、最も大切なことのひとつが前例主義からの脱却です。今までのやり方に固執しないで、目的は何かを考え、さらなる効果あるやり方は何かを考え実行する文化をどうやって醸成するかです。このことはトップである教育長や校長にぜひ取り組んでいただきたいのです。

この前例主義からの脱却について、現場に長くおられる教育長はどう感じておられるでしょうか。役所、学校で前例が大きくはびこっているということはないでしょうか。前向きな取組や業務改善が進んでいるのでしょうか。

そこで、前例主義の脱却と前向きな取組や業務改善についての質問ですが、目的を考え、さらなる効果あるやり方を常に考え実行する文化をどうやって醸成していこうと考えているか、現状も含めて見解をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 前例主義の脱却と前向きな取組や業務改善についてお答えいたします。

業務多忙と言われている学校におきまして、新しいことを取り入れたり、今までやってきたことを取りやめたりすることには多くの労力を割かなければならないことから敬遠されがちでございました。しかし、議員の御指摘のとおり、前例主義の脱却や業務改善は教育現場においても取り組まなければならない必須の課題であります。私自身も前例主義の脱却には就任当初から真正面から取り組んでいるところでございます。

本市では、これまで学力向上の施策といたしましてスーパーティーチャー研修や英語力向上

研修などに力を注いでまいりました。特に県外への先進地視察研修では、本地区にはない取組例、現場の先生方の熱の入った学習指導を間近に触れることで、自分の指導方法を振り返るきっかけとなったり、学習指導の改善に生かしたりする姿が見られました。この研修の効果をさらに高めるために、研修で得られた事例や指導方法を学校全体に行き渡らせることが必要であることから、これまでも共同の研修会を開いたり、また、次年度からは校長先生にも特に中学校は同行していただき、校長自らの指導力で学校全体を一つにまとめ、学習向上のための指導体制を充実させる、そのような校長先生自身の指導力向上を図ることで学校全体の学力向上に結びつけたいと考えております。

ほかにも各学校の教育活動にプラスになると判断されたものにつきましては、前例にとらわれることなく、校長が率先してリーダーシップを発揮しながら改善策に取り組んでいけるよう支援してまいりたいと思っております。

私も就任当初から校長先生の裁量権をできるだけ多く増やしていきたいと話をしております。そのような形で今後も進めていきたいと思っておりますし、やはり教育委員会の権限が及ぶ範囲、それから、校長先生に任せる範囲を明確にこれからもしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 教育長の熱い思いが伝わってきたんですけども、今の教育長のお話の中でこれだけやっているという熱の入った答弁でしたが、本当に前例主義を打開するようなことをやっているかどうかを評価するのはやっぱり先生方とか保護者とか市民なので、きっちりという考えは共有したいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

私はさらなる効果あるやり方を常に考え、実行する文化の醸成については、やっぱりトップが常に言い続けることで変わってくると思っております。言うだけでなくフォローし続けることがさらに大切です。この文化を変えることは物すごいエネルギーが必要ですが、愛情と情熱をどれだけ注ぐかにかかってきます。多少変わりつつある状態でもトップが異動などで変わると、元の安易な状態にすぐに戻ります。しかし、成功体験を何度か繰り返すことにより、前例を打ち破る人間が何人も育ち、元の安易な状態には戻らなくなります。私の経験でも実感しましたけれども、このような人間は特別な人間ではなく、意欲を持って前向きに努力することで大抵の人間がこのような能力が身につきます。何より大切なのがトップの働きかけです。何も仕掛けなければ何にも変わりません。この能力は大人ばかりでなく子供にも備わっているなど感じる事が何度もありました。できないと思っている子でも諦めず指導してあげることでやり遂げてしまう例がたくさんあります。その都度、人間のすばらしさを感じます。

話をグランドデザインに戻します。グランドデザインのすばらしさについてももう一度話させてください。グランドデザインが描けると、校長先生は学力の問題や優しい心を育てる道德の問題など現状がどのレベルになっているかなどの質問に対して全てグランドデザインを見ながら説明できます。私は現役校長のとき定期的に教育委員会の監査がありましたが、ほとんどの質問に対してグランドデザインを中心に置いて説明しました。教育委員会への質問や要望もグランドデザインを基にどしどし出して、宿題として持ち帰ってもらいました。教育委員会の監査は面倒なことはあるにしても、とても楽しかったです。

さて、本市各学校のグランドデザイン策定、つまり、プランのP、それから、全校挙げての実活動D、それとCのチェック、あとAのアクション、この人材育成プロセスが回り始めると教育長としてうれしい変化が起きると思います。教育長のグランドデザインを受けて各学校長が独自の特徴を取り入れて自校のグランドデザインを策定し、活動を推進していき、効果が出始めると教育長の方針が実現し始めることになるので、教育長は確認したくて現場である学校に絶対行きたくなります。校長先生も効果が出始めると教育長に説明したくなります。こんな場面を想像してみたいです。教育長は何とか時間をつくってこのような学校現場に行き、成功事例の話を知りたいです。こんな状況が実現することで教育長や校長先生はじめ教職員も充実した時間が味わえ、何よりも子供たちが多くの能力を身につけた人材に育つことになれば、こんなうれしいことはありません。

そこで、教育長のグランドデザインを受けて各学校が独自の特徴を取り入れたグランドデザインを策定し、P D C Aの人材育成プロセスが回り始めると教育長の教育方針が実現することになるので、確認のため各学校に行きたくなるという成功シナリオを描きましたけれども、見解を聞かせてほしいと思います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 各学校が独自の特徴を取り入れたグランドデザインを策定することについてということですが、お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、学校独自のグランドデザインや全体構想図につきましては全ての学校で策定済みでございます。P D C Aサイクルによる計画・実行・評価・改善の一連の動きによる成功体験の積み重ねの重要性につきましては議員のおっしゃるとおりでございます。グランドデザインが絵に描いた餅にならぬよう、取組状況を校内の検討委員会などで確認させたり、学校運営協議会による評価活動を取り入れたりしてP D C Aサイクルによる学校運営がさらに進められるようにしてまいります。

また、P D C Aにつきましても、1年間の大きなサイクルで回すばかりでなく、教育活動によって学期や月単位ごとのP D C Aを回すことで必要な改善をスムーズに行い、学校全体の動

きがより活発なものになるように支援していきたいと考えております。

今後もグランドデザインを基に各学校の特徴が示され、それらを基に学校がよりよい学習活動や改善プランにつなげていけるよう支援してまいります。

御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今教育長から答弁いただきましたけれども、教育長のグランドデザインを受けて各学校が動き出すというストーリーの話をしているんですが、それが回り始めると教育長は絶対学校に行きたくなる。だから、何かその辺ふらふらししないで、食事なんかもぱつと済まして各学校に、「教育長どこにいるのか」と言ったら、「学校に行っています」みたいな話になるんじゃないかなということ、どうですかという質問に込めていますので、ぜひ頭に入れておいてほしいと思います。

さて、教育長に頑張してほしいと願って応援の質問をしてきましたけれども、質問やお願い事項を考えているうちに教育長の役割とか教育長の使命は一体何だろうかという根本的な問題が頭をよぎり、文科省が説明している資料をひもときました。

ひもといた内容ですけれども、「教育長は教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する」とあります。教育委員や教育委員会事務局及び教育長選出の手順や任期、市長との関係などは定義されているのですが、具体的な会務、仕事についての定義は見当たりませんでした。文科省が説明している教育長の役割を何度読んでも心に染み入るようなものが見つからないのです。教育行政の長として前例主義からの脱却とか人材育成のための戦略などについての説明があるのではとの思いで調べましたが、見つかりませんでした。改善や改革についての記述はありませんでしたが、教育長や教育委員会については外部評価を実施し、その結果を公表することが望ましいと文科省の思いが書かれていました。

そこで質問ですけれども、教育長の役割、特に教育長の使命についてどう考えているか、私見も含めてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育長の役割、特に教育長の使命についてということですが、議員のおっしゃるとおり、教育長は教育委員会を代表する立場でございしますが、使命について申し上げるならば、教育行政の統括者として校長を通じ学校と連携を図り、児童・生徒個々に合った指導・支援を講じることにより、未来の担い手となる人づくりを実現することと考えております。その中に子供たちの安心安全を確保することや確かな学力の保障、全人格の形成など全ての要素が含まれております。また、スポーツ、文化、歴史等様々な社会教育の長として豊かなまちづくりの基盤となる生涯学習社会の実現も使命となってきます。

今後も本市教育振興ビジョンにある「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」、これが私の市の教育長として、また、教育委員会としてのグランドデザインになりますけれども、その基本理念の基に、その実現に向けて教育長として先頭に立って取り組んでまいりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 回答いただきましたけれども、僕としては、教育長として、今話がちょっと出ましたけれども、我が市ではこんな子供に育てたいんだという私の思いを各学校にお願いして、本当に応援するみたいなことを答えとして期待していたんですが、これはずれはないということでもいいのかな。ずれていないですか。一言でいい。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 子供たちのために学校がやることについては全面的に支援してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 自分の思いを各学校に伝えるという役割もぜひ考えてほしいと思います。

教育長の思いを伺いましたが、私としては今回お願いしている以下の内容、すなわち1番として、この市の教育で実現したいこと、目指したいこと、特にこの市でどのような人間形成や人材育成を目指しているのか。これをもう少し、本当に我が市の特徴のあるものという意味で言っています。2番目、その実現のためにどのような方策、手段で迫ろうと考えているのか。そして、3番、その目標を達成するために、各学校の学校経営とどのように連動させていこうと考えているのか。

以上の内容を教育方針として公表し、各学校に具体的な活動を実行するよう働きかけることなどが役割・使命として教育長にはあると思うのです。そうすることで外部評価の内容にも生かせると思うし、評価結果についても自信を持って公表できると思います。逆に言えば、このような方針がなければ、どうやって外部評価を受けるのかというのは思いつきません。どうでしょうか。文科省が提案している外部評価及び公表実施についてどう考えているのかも含めて見解をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 文科省が提案している外部評価及び公表実施についてということでございます。

外部評価と公表につきましてはこれまでも各学校における学校評議員制度の中でも実際に行われてきております。これまでの外部評価は、教職員による自己評価を基に、児童・生徒や保

護者からのアンケート結果を踏まえ、保護者や地域住民などの学校関係者などにより構成された学校評議員が評価を行うもので、その結果については各学校のホームページに公表してございます。

今年度からは、さきに答弁もありました学校運営協議会が外部評価としての役割を持ち、学校の教育活動について協議委員から意見をいただくとともに評価を行い、その結果をこれまで同様公表していく予定でございます。

学校運営協議会による学校評価はまだ始まったばかりですが、その中での意見や提案を今後の教育活動に生かしていけるよう取り組んでまいりますので、御支援のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 教育長、誤解していると思います。評価しなさい、評価を公表する、これは学校の評価じゃなくて、教育長と教育委員会についても評価し公表するのが望ましいということであって、今の答弁は各学校の話なので、ちょっとずれている。そこはどう考えているかというのが質問なので、お答えいただきたいと思う。教育長及び教育委員会として公表することが望ましいと文科省には書かれているんです。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 若干読み方が違うのですが、教育委員会に対する外部評価云々ということについては別にやることはやぶさかではありませんが、どのような方にやってもらうかとか、まず、教育委員自身にやってもらわなきゃなりません。

それから、非常に申し訳なかったんですが、昨年末ですか、こんな分厚いのを3冊も一遍にお配りしましたが、教育委員会の評価についてはあのような形で実際にやっておりますし、あれもホームページ等で見ることができます。教育委員会そのものの評価については十分検討委員会を重ねて、そして、教育委員の確認と承認を得て発表しているということになっております。

今後また別な形が、ただ、あの内容については文科省で決まった内容があります。あれを大きく変えることはできませんので、御了解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 教育長についても外部評価を求められて、これはやれとは言われていません、望ましいとあります。僕は今まで学校も経験していて、「こうすることもいいよ」と書いてあることに対して先生方に「ほら、ここに書いてあるから、やろう」と言うと、「校長先生、ここにはやってもいいと書いてあるけれども、やらなきゃいけないと書いていないです

よ」と笑いながら言われたことがある。今ちょっと教育長の話聞いていて、ちらっと頭をよぎってしまった。教育長そのものもぜひ自信を持って外部評価をつくって受けてもらいたいと思いますので、これはぜひ頭に入れておいてほしいと思います。

次に行きます。教育長の役割・使命等を質問してきましたけれども、文化の醸成で追加のお願いがあります。それは常に目標達成に迫っているかを第一に考え、効果ある活動を進める文化の醸成です。

これもトップである教育長が働きかけないと絶対に実現しない問題です。それはいろんな活動が人材育成という志の高い目標達成のために実施されているのに、目標達成ができているのかが意識されず、「こんな活動、こんな対策やっている」と言っているだけで、どれだけ効果が出ているかを検証しないまま活動が終わり、結果として目標値が達成されないという文化を打破することです。すなわち目標値の明確な設定とそれに基づく効果の評価や測定をぜひやっていただきたいということです。

目標項目を書いて教職員に配布するだけで活動しているという文化を打破してほしいのです。役所の文化も同じではないかと思います。市民であるお客さんへの挨拶運動を展開した場合に、挨拶運動が定着してきたと役所側が評価して終わってしまう場合がありますが、評価は市民が行うものであり、役所側がするものではないのです。「チラシを作成して全職員に配った」とか「市長の挨拶にも入れた」など幾ら市民に説明しても、「そうなっているか」という評価は市民が決めるものであり、「そうなるためにやっている」のであって、「そうならないのであれば、やり方を変えたり対策を追加したりせねばならない」のです。教育現場も同じです。目標が達成できているかどうかを評価するのは保護者や地域であるべきと思います。

そこで、「多くの対策をやっていることが成果である」とPRしてしまう文化をやめて、常に目標達成に迫っているかを第一に考え、効果ある活動・手だてを進める文化の醸成をお願いしたいんですけれども、現状を含めて教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 常に目標達成に迫っているかを第一に考え効果ある活動・手だてを進める文化の醸成についてということですが、PRすることが目的ではないということについては議員のおっしゃるとおりで、これは手段であると考えております。全ての教育活動について実が伴うようなものでなければなりません。

先ほど答弁で申し上げた学力向上を例に挙げましても、研修の回数や種類を増やして成果とは決して言うことはできません。一つ一つの研修の意義を理解し、さらに狙いに迫る活動と評価を明確にすることでようやく一つの成果が得られるということでもございません。また、それを個人で取り組むのか、学校という組織で取り組むのかによって成果の大きさを反映してく

ることになります。目標達成に主眼を置いた教育活動は子供たちの教育活動の充実に結びつき、本市の教育振興ビジョンの目標に迫られることにもつながっております。

今後も中身の伴う教育活動の実践が図られるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ずっと教育長の答弁をお伺いしてきましたけれども、教育長には本市の人的資源や文化、歴史、自然資源などの多くの特色を生かした日本一の教育・人材育成をしてほしいとの願いから、思い切りの応援となればいいなどの思いで質問しました。

本市の子供たちをどんな人材に育てたいかとの教育長の強い思いを明確に表現したグランドデザインの策定と、それを受けて各学校ごとに、これは教育長のグランドデザイン、これを受けて各学校ごとに目標及び方策を立案する、そして、方策の有効性を結果から判断し、保護者や地域の応援に加えて各種の資源を活用し、方策をどんどん推し進める戦略図であるグランドデザインを策定することから始めてはと提案しました。私としては絶対に実行してほしいと願っています。何もしないで今のままという選択はないと思うので、もっと効果のある新しい戦略があれば、私の提案も一部織り込んでもらえればありがたいのですが、新しい学校経営のグランドデザインの成果によって日本一の教育・人材育成のまちになることを願ってこの質問を終了しますが、さらに具体的な話はこれから何度もこういう機会がありますので、教育長には自分のグランドデザインをつくって各学校にそれを下ろして、「教育長は今日どこに行っていますか」と言うと自然に「何とか小学校に行っちゃったわ」とか、そんなふうになることを願っています。期待していますので、よろしくお願いいたします。

以上で1項目終わります。

2つ目の本市のSDGsの取組についてです。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、経済、社会、環境の3つの要素が調和した開発をすることにより、人間や生き物が地球に住み続けられるようによい環境を保ちながら、よりよい世界をつくるための取組をしていこうという目標で、2015年9月の国連サミットで採択され、2030年までに目標を達成しようという世界的取組です。

貧困をなくそうなど17の国際目標と169の具体的なターゲットが定められています。日本としての取組も紹介されていて、目玉はゼロカーボン社会の実現です。県や市町村の各自治体の取組も求められていますが、既にモデル活動に手を挙げて取り組んでいる自治体も紹介されています。各企業も会社経営の柱に掲げて、いろんな目玉活動に取り組んでいます。我がまちにおいては7月号の広報紙冒頭4面を使ってSDGsの内容が紹介されました。

そこで、最初の質問です。まちの広報紙を読んでSDGsそのものの内容はある程度分かり

ますけれども、具体的な活動内容、まちとして目玉となって全市民を挙げて取り組もうという内容が見当たらなかったのですが、具体的な活動について伺います。

それと追加質問で聞こうと思ったのは、市の担当部署はどこかということ、また、市の取組について目標設定や報告義務があるのかどうか。加えてSDGsの活動に対する国や県からの予算措置はあるのか。

この2つお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） SDGsは、世界が直面する経済、社会、環境の広範な課題を統合的に解決することを目指し、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。2030年を達成年限とし、先進国と開発途上国がともに取り組むべき世界共通の目標となっています。

経済成長を優先してきた従来型の価値観から転換を図り、住んでいる国や地域、人種、性別などに関わらず、誰もが尊厳を持って生きることができる、経済、社会、環境の3面が調和をした、持続可能で誰一人取り残されない社会の実現を目指しています。

しかしながら、各国政府による取組だけでは目標の達成が困難であるため、地方自治体、企業、NPO法人、個人一人ひとりに至るまで、全ての人の行動が求められている点がSDGsの大きな特徴であります。

本市におきましても、行政をはじめ市民や事業者、NPO法人など様々な主体がSDGsに対する理解を深め、SDGsの理念を踏まえて行動することが重要となります。

現在、本市が取り組むべき重要課題や、翌年度における予算編成の方向性を示す「那須烏山市版 骨太の方針」として「令和4年度の市政運営に向けた指針」を策定し、各課・局に対し周知をした上、実施計画の策定に取り組んでいるところであります。

この指針により「第2次総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種施策の着実な推進に合わせてSDGsや「経済財政運営と改革の基本方針2021」といった新たな視点を踏まえ、令和4年度において特に重点的な取組が求められる施策を明示の上、積極的に取り組むよう指示を出したところであります。

本市と地域社会を構成する多様な主体とし、SDGsの理念や目標を共有するとともに、連携・協働しながらSDGsの各ゴールの達成に向けた取組を積極的に推進してまいりたいと思います。

ほかの質問は課長から答弁をさせます。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） SDGsに関する担当部署というものは定めておりません。

それぞれの部署がSDGsの理念を踏まえながら事業の執行をすることとなっております。

したがって、SDGsに特化した目標設定は行っておらず、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における指標が設定目標ということになります。また、国・県による財政支援措置につきましても、SDGsに特化した支援制度ではなく、SDGsの理念を踏まえて取り組む各種事業に対して財政措置が施されることとなります。

なお、こうした事業の取組状況につきましては、政策調整を担当する総合政策課を中心にPDCAサイクルに沿った適切な進行管理に努めているところでございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 市長の答弁を聞いていて、僕としては全市を挙げて、市民を巻き込んでというのが特にないのかなという感じを受けたので、その辺を本当にまちづくりも含めてうまく活用できないかなという見方でもって質問したいと思います。

世界的な取組が実施される中で言葉だけの取組で結果的に新しいことに何も取り組まないまちなってほしくないの、少し私なりに考えてみました。

SDGsの取組は自治体活動そのものであり、いかに特別な特徴を生かした活動を仕掛け、市民運動として盛り上げるかがポイントだとネット上で紹介されています。

そこで、本市にとって目玉となり得る取組は、現在広域行政で検討されているごみ処理装置のリニューアル仕様だと思います。ごみ処理装置のリニューアル工事は何十年に一度しかめぐってこない、金銭的にも重要な事業です。今回の世界的なSDGsの課題を考えれば、従来のような化石燃料で焼却するという仕様は全く論外だと私は思います。

広域行政の問題なので、詳細は論議しませんが、考え方と要望について確認したいと思います。以前の一般質問でヨーロッパでは当たり前になっている燃やさないトンネルコンポスト方式採用を検討すべきと紹介しましたがけれども、ごみ処理後に産出される固形燃料の買手が見つからないので、半ば諦めている旨の説明がありました。

そこで、世界的なSDGsの課題を考慮すれば、固形燃料の買手が製紙工場にこだわらず石炭を燃料としている全ての業界の採用検討や自前で燃料の再利用なども検討し、南那須広域行政のごみ処理装置にトンネルコンポスト方式を採用すべきと思うが、改めて市長の見解をお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） トンネルコンポスト方式採用についてお答えいたします。

トンネルコンポスト方式は、家庭や事業所から排出される燃やすごみを微生物を利用して発酵・乾燥させ、「固形燃料」の原料にリサイクルする方式であります。日本では香川県三豊市において平成29年4月から国内初の稼働を開始しています。

この方式は、バイオトンネルと呼ばれる発酵槽とバイオフィルターと呼ばれる脱臭装置が主要設備となっています。

発酵槽では温度、酸素濃度を自動制御し、発酵するときに出る熱を利用してごみを乾燥させます。また、場内の空気をバイオフィルターへ吸引することで、建物・バイオトンネル内の臭気が外に漏れださないようになっています。「燃やす」という工程がないので、二酸化炭素の排出抑制ができます。乾燥後に不適物の選別を行い、固形燃料原料として販売されるものであります。

一方で、固形燃料の原料となる厨芥類を一定量確保する必要が生じること、また、固形燃料の取引先の安定確保が困難であるなど幾多の課題がございます。

南那須地区広域行政事務組合におけるごみ処理施設の整備に関しましては、平成27年度から29年度にかけ処理方式を含めた検討が行われ、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」が策定されたところであります。そして、令和2年度から今年度にかけて「ごみ処理施設整備基本計画」を策定することになっており、現在、学識経験者、本市の副市長、今は在籍していませんが、那珂川町の副町長を中心に市町職員で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置し、基本計画の具体的な内容について検討を行っている最中でございます。

これらの状況を踏まえながら、広域議会議員の皆様と協議を重ね、整備に向けて努めていきたいと思っております。

かなり方向転換になりますので、もしもこれを採用するとなると大きなこととなります。重要な案件になると思っておりますので、慎重に審議をさせていただき、また、場所も決まっております。いろいろな協議が始まっているばかりですので、その点を慎重に重要に考えながら審議をさせていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今経緯も含めて市長から説明ありました。2年前に日本で最初にこの方式を採用し、稼働中の香川県三豊市では年1万トンのごみを民間企業に年2億円で発注することで設備費の市負担分ゼロも実現しています。ちなみに南那須広域行政の発生ごみ量は1.05万トンぐらいですか、年間3.6億円かけています。それを三豊市は年2億円で全部やってもらって、設備投資も全部その企業が請け負ったので、ゼロということを実現している。大変だという話がありますけれども、ぜひこんなことを見過ごしてはもったいないということの説明したいと思います。化石燃料も当然燃やさず、優良な肥料も、今現在肥料は利用されていないようですけれども、さらに石炭同様の固形燃料まで算出され、加えて高温燃焼装置がないため、高額な補修費が発生しないという一石二鳥ならず一石三鳥の方式を簡単に諦めるわけにはいかないと思います。

課題である固形燃料の買手先の検討に関して先日三豊市のごみ処理事業を請け負っている業者に相談したついでに、南那須広域行政や那須烏山市からいろんな相談が寄せられ対応されていると思い、お礼を伝えたところ、「そんな相談はなかった」と言われてしまいました。本当に真剣に検討しているのか不安になりました。

ここで固形燃料について紹介します。これが算出される固形燃料なんです。RPFと呼ばれる固形燃料ですけれども、この固形燃料を有効活用する方式を買ってもらえる場所、これを探すのが一番の決め手なんじゃないかなということなので、実際に三豊市は都内の製紙工場に買ってもらっているんです。だけれども、製紙工場に限らず、これを使ってもらえるところがないか、可能性がないか検討するためにプロの専門業者に相談したところ、三豊市まで現地調査に行き検討してくれました。その際、これを持ち帰ってきてくれたものです。市長、固形燃料の購入先は、利用方法はいろいろありそうなので、明るい希望じゃないかなと思って持ってきました。

そこで、三豊市のトンネルコンポスト方式採用は当時の三豊市長の情熱で実現したと言われていましたけれども、もう一度諦めずにトンネルコンポスト方式を市長のトップマネジメントで検討してほしいのですが、決意も含めて再度見解を伺います。難しいことがあってもですね。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほどの答弁と重複しますが、南那須地区広域行政事務組合においてごみ処理施設の整備については一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置して基本計画の具体的な内容を検討しているところがございますので、それらの状況を踏まえながら整備に向けて努めてまいりたいと思っています。

確かに三豊市の、現市長はそのときに携わった市長ではなくなっていて、その市長と私が話させていただいたときには、まずは民間企業から声をかけてくださったということなので、大分違います。また、要するに燃料を使う製紙工場で燃料とセットみたいなので話が来たそうなんです。うちは今からその相手先を探して、また、工場を、全然違う業者を入れるということなので、かなり課題が大きいと、先ほど私が答弁したとおりなので、その辺を加味するとなかなか難しいのは事実です。

ただ、やらないわけではないことだと思いますので、検討はさせていただきたいと思います。かなり民間が力を入れてやってくださったという話を私は聞いております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 三豊市は行政も積極的だったと、逆に言えば、積極的な業者が出れば壁は相当下がるという意味でいいんだよね。はい。

そこで、技術的な課題とかいろいろあるので、三豊市のごみ処理業者、この責任者はすごく

一生懸命応援してくれますので、ぜひ前向きに検討してほしいと思うんです。何しろ三豊市は人口6.3万人で年間1万トンのごみ処理をしている。南那須広域はたった4万人で、ほとんど同じ1万トンなので、その辺も勉強するところがあるなと思いながら聞いていたので、その辺も含めてぜひ。これは市長にあげてもいいんだよね。要らないって。そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ごみ処理の話は終わりました、トンネルコンポスト方式採用は大きな目玉事業ですけども、本市のSDGsの目玉活動の可能性のある活動として考えられるものを論議したいんです。担当大臣表彰されたふれあいの里事業や高齢者見守り隊活動などを生かし、さらに若者たちが移住してくるような事業をさらに推進し、「若者も高齢者も生き生きと生活できるまちづくり」は市民に共感を呼ぶ事業だと思うんですけども、見解を伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 若者も高齢者も生き生きと生活できるまちづくりについてお答えいたします。

本市では増え行く高齢者率を見据えて平成23年度より地域住民が地域の高齢者を支える仕組みとして「高齢者ふれあいの里事業」を立ち上げました。現在は市内で15か所までに拡大し、地域に沿った介護予防事業が実施されております。

ふれあいの里事業をきっかけに地域内で見守り活動や世代間交流・生活支援・災害時支援等も徐々に進められており、地域内のつながりも強化されています。

今後は地域共生社会の実現のために、高齢者に限らず、地域の誰もが安心して生活できる地域づくりが重要となります。支え手となる子育て世代との連携した活動を推進し、移住を考える若者世代にとって安心して住める地域の一材料となるよう、ふれあいの里事業を通じた地域づくりを強化してまいりたいと思っています。

地域によっては子育て世代と一緒にイベントをやったりとかしているところも出てきていますので、かなり発展性がある、私としても自慢ができるところだと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） こういうことで市民も巻き込んで、求心力がある、そういうものにしてほしいと思います。

それと、2つアイデアがあるんですけども、まとめて質問します。

その他の活動案としては、神奈川県大和市がモデル事業として取り組んでいる「市内を歩く健康づくり」です。健康診断や高齢者の心身両面の健康づくりなどを織り込んで取り組む事業ですが、このような案をきっかけに市民に共感を与え、市民全員で取り組める事業を考えてみてはいかがかなと思うんです。加えて本市の魅力ある場所を動画などで今まで以上に紹介し、

歩きばかりでなく自転車で回ることでの健康づくりを観光とセットにした目玉活動にしてはと思うんですけども、この見解を伺いますが、併せて、もう一つ、「住み続けられるまちづくり」と命名して、災害に強い、災害があってもすぐに立ち上がれる安心安全なまちづくりが提唱されていますが、この活動に現在本市で力を入れている内容をさらに進展させて目玉活動にしてはと思います。

この2つの案に関して見解を伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 観光とセットにした自転車による健康づくりについてお答えいたします。

現在、市民を対象とした健康づくりとしましては、20歳以上を対象とした健康マイレージ事業、65歳以上においては介護予防を兼ねたいきいきサロンやふれあいの里事業、そして、ノルディックウォーキング等を実施しています。

議員御指摘のとおり、歩くことや自転車は最も身近な健康づくりの手段であり、中でも自転車は呼吸器や循環器系に加え体全体の筋力を鍛える効果があり、無理なく長時間続ける運動の一つであります。リフレッシュ効果もあると言われ、近年ではサイクリングロードの整備やマップの作成、イベント等も進めている自治体も出てきています。

令和4年度には観光パンフレットを作成することになっており、観光スポットを巡るサイクルマップを盛り込む予定で検討を進めています。また、現在作成中の観光プロモーション動画にもレンタサイクルを活用した周遊観光の映像を取り入れ、積極的にPRすることを予定しています。

今までも村上議員はじめ青木議員からも自転車を利用したアイデアをいただいておりますので、市民意識の醸成と、サイクルスタンドの設置や環境整備などの安全面を含め、年齢に応じた健康づくりや、自転車やサイクルマップを活用した健康増進を進めていき、那須烏山市の魅力を見出すような取組をしていきたいと思っています。

また、「住み続けられるまちづくり」につきましては、東日本台風による災害を踏まえて、災害時に自ら避難することが困難な方を記載した「避難行動要支援者名簿」を作成しております。関係機関及び自治会、民生委員等にも配付しており、災害時に逃げ遅れがないように取り組んでいます。

また、地域の共助を活性化させるため、自主防災組織における防災訓練や資機材等の提供を行うほか、令和2年度からは地区防災計画の策定支援に取り組んでおり、昨年度は向田・落合地区が策定し、今年度は日野町地区に取り組んでいるところであります。

災害時の支援活動が効果的に行えるよう、市、社会福祉協議会、那須烏山市商工会青年部の

三者による相互協力協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動支援の体制強化にも議員のおかげで強化しているところであります。

こうした共助の取組が、点から線、線から面へと広がり、地域総ぐるみで災害対応に当たることができる体制の強化につながることを期待しております。引き続き関係機関との連携を図りながら積極的に活動を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 市長から前向きな回答ですけれども、本市独自でみんなが求心力を持てるという視点でぜひ広げてほしいと思うんです。

SDGsに関して世界的な取組が実施される中で言葉だけの取組で結果的に新しいことに何も取り組まないまちになってほしくはないとの思いで、いかに特別な特徴を生かした活動を仕掛け、市民運動として盛り上げるような活動がないかとの思いで今回取り上げました。SDGsの目玉に完全完璧に合致して、一石三鳥の効果あるトンネルコンポスト方式採用を目玉活動として取り組んでほしいと提案しました。そのほかに「若者も高齢者も生き生きと生活できるまちづくり」や「市内を歩く健康づくり」「災害に強いまちづくり」なども本市をPRできる活動として提案しましたが、SDGsの推進の先駆者のまちとなることを願って本件の質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で9番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 皆様、こんにちは。7番矢板清枝でございます。渋井議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日の質問は、農業の振興について、コロナ禍における女性の負担軽減について、企業版ふるさと納税のさらなる活用についての3項目です。

執行部におかれましては明快な御答弁を御期待して、質問席にて質問いたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、まず初めの質問をさせていただきます。

農業の振興について質問いたします。

本市は、第2次総合計画にも記されているように、那珂川県立自然公園をはじめ八溝山系の緑深い森林、美しい田園風景、里山などの恵まれた豊かな自然環境が色濃く残っています。この豊かな自然環境は市の総面積の約25%を占める農用地を農業者が適切に管理することにより維持保全がなされてきたものと言えます。

本市は、中山間地域でもあり、農商工が一体となって発展・維持されている地域であると思います。市内の経済を元気にしていくためには、商工業と併せて農業を中心とした第一次産業をしっかりと伸ばしていくことが肝要であります。しかし、後継者不足や労働力の確保などに不安を感じています。

そこで、本市の農業の将来について今後どのような考えで施策を展開していくのかをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の農業の今後の施策についてお答えいたします。

全国的に急速に進む農業離れや後継者不足、農業従事者の高齢化、担い手不足は本市にとっても深刻な問題であり、今の農業経営を5年先は何とか維持できても、10年先はさらに農業従事者の減少が予測されることから、非常に厳しい状況になると認識しております。

これらの課題が山積する中で、農業後継者や担い手の育成確保は、本市の基幹産業である農業の維持、発展に必要不可欠であります。具体的には、小中学生や高校生など次世代を担う若い方を対象に農業に対する意識改革や啓発活動、農業体験、圃場見学会など就農意欲向上のための課外活動にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、担い手への農地集積・集約化による大規模経営や機械化一貫体系による省力化、ICT化を活用した自動水管理システムや無人農業機械運転システム、スマートフォン操作による農業ハウス管理システムなどのスマート農業の推進、多種性品種の導入による低コスト化の取組を進めることがこれまで以上に重要になっております。先日の堀江議員の御質問への答弁のとおりでございます。

今後も先進地の優良事例を参考にするとともに、関係機関と連携し「新しい農業」「魅力ある農業」「安定した農業」、そして、「もうかる農業」の実現を目指し、山積する課題を解決に向け、しっかりと戦略を立てて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今市長答弁の中に小中高の農業の意識改革とありました。見学会や実体験を提供する、その場をつくっていくという話があったんですけども、今現在小学校では

校庭の一角の横のところに、農業というか、そういうのが、野菜を作ったりして推進を図っていると思うんですが、そのほかに何かを新たにやっていく考えというのが今の話では今後あるのかなと思ったんですけれども、戦略的に考えていくことというのはあるんでしょうか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） お答えします。

以前は学校農園のほかにも水田をお借りしまして稲刈り体験、田植体験をやった経緯がございますけれども、今現在は小中学校としてはほかに圃場を持って体験というのは行ってございません。

しかしながら、課外学習の中で、去年は七合小学校、10月に烏山地域内における農業、あとは農産物等についての講話を、農政課で総合学習の一環として授業を実施した経緯がございます。

また、毎年烏山高校生を対象にしました烏山学の中ではこの農業振興に対する高校生の就農意欲の、これも授業の一環でございますけれども、ガイダンスを実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） どんどん子供たちには農業というか、土に触る機会をつくっていただければと思っています。

それでは、2番目の質問に入ります。

本市の農業は、土地利用型農業を収益性の高い成長産業に導くため、担い手農家の一層の規模拡大と効率化が何よりも重要と考えています。

そこで、圃場整理を契機として、農地の集積・集約化により農地利用がしやすくなると考えますが、圃場整備についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 圃場整備についてお答えいたします。

本市の農振農用地内の水田面積は約1,915ヘクタールであります。1区画が30アール以上の圃場整備率は50%であり、1区画50アール以上の圃場整備率となると約2%と非常に低く、半分近くが未整備の水田となっている現状であります。

圃場整備につきましては、直近では平成13年11月から平成21年3月にかけて、高瀬、小埜、森田、大里地区で受益面積82.2ヘクタールによる「荒川南部土地改良事業」が行われたところでございますが、多くは昭和40年代から50年代にかけて行われた土地改良事業であり、事業完成から半世紀以上が経過していることから、農業経営において最も重要な農地、

用排水路、揚水施設など農業経営基盤の再整備が求められているところであります。

議員御質問のとおり、本市の農業は水稻を中心に麦、大豆、そば、飼料作物などの作付を行う「土地利用型農業」による複合経営が主であり、担い手への農地の集積・集約化の推進、大型化する農業機械への対応、安定生産に向けた取組、農業従事者の高齢化、担い手不足への対応、さらには今後も増加すると思われる離農する農家の農地を後世に引き継ぐためにも、圃場整備は有効な手段の一つと考えております。

本市におきまして、下川井地区で圃場整備に向けた活動が盛んに行われているところです。「下川井地区土地改良推進委員会」も立ち上がっており、多面的機能支払いの活動組織でもあります「下川井の郷保全会」とも連携を図りながら、地元座談会や役員会も幾度となく開催されております。今後は集落営農組合の設立に向けた準備委員会も立ち上がる予定であり、徐々に圃場整備に向けた機運が高まっているところであります。

市としましても、意欲ある集落の取組に支援するための第一歩として、現況地形図の作成に係る計画調査のための予算措置を講じるとともに、圃場整備を一つの契機として、基幹産業である農業の維持・発展につなげるためにも関係機関と連携を図りながら、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今下川井地区のことを紹介していただいたんですけども、私の地元の下川井地区では、多面的機能支払交付金の事業を活用しながら農地の保全活動と併せて研修会や他地区の事業調査を実施するとともに、全農家へのアンケート調査や地域の育成会や農協婦人部などの各団体の代表者の参加によるワークショップなどを実施しながら将来の地域の営農構想を作成しました。

その中で担い手の確保と圃場条件の整備が課題ということで、皆さんワークショップの中の検討委員会も進め、しっかりとしたその課題が明確になったところなんです。今後は認定農業者を中心とした集落営農を目指すということになっています。圃場については、農地の区画拡大や排水対策を一体的に行う圃場整備の事業の実施が大変有効な手段であると考えています。

下川井地区圃場整備のことについて前向きに考えて検討していただいているということをも市長からおっしゃっていただいたんですけども、先ほど市長もおっしゃっていましたが、この調査費というのは市で予算を講じていただけるということで、今の答弁でよろしいのでしょうか。もう一度確認させていただきます。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） お答えします。

今現在下川井の下・上自治会では以前からやっています多面的機能支払交付金を活用しまし

た下川井の郷農地保全会とともに、この土地改良事業に向けた準備委員会が設立してございます。

その中で圃場整備に当たって、まず第一段階としては、今の現状の水田を把握するための現況地形図の作成というものが第1条件になってきてございます。その地形図を作成するのが市の事業というところで、以前からその予算の措置についての要望があったところでございます。

今市長答弁にもありましたように、下川井地区圃場整備に向けての合意形成、担い手との調整、集落営農組合等の準備が進められている中では、市としてもこの地形図作成等の予算措置については今後令和3年度の補正、または令和4年度当初に組み込むための措置を県とも検討しながら、どういった地図を作成するかも含めまして地元とも協議させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 現況地形図の作成の第一段階ということで予算措置を図っていただけるといことで確認いたしました。本当に地元の力が入っている方たちがお話を聞いたときに飛び上がって喜ぶのではないかなと思われま。

ただ、私自身もいろいろこの圃場整備に係る、地元で負担がかかっていくということが不安な部分なんです。国から下りてくる、県から下りてくるものに対しても、地元負担というか、10%相当かかっていくという部分で、各農家の皆さんが負担がきっちりできるのかという不安もありまして、負担がないようにするために何かないかなと思って、聞くところによると、今のところ担い手への農地集積率が一定以上であれば通常の補助金以外に別途促進費というのが助成され、地元負担金が軽減されるということがあると聞いています。

そのようなことがあるのかどうか。また、少しでも軽減される方法というのが農政課サイドで把握していらっしゃるのかどうか。お伺いいたします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） お答えします。

圃場整備事業、大変年月もかかります、費用もかかります。当然負担費用についても地元負担があるところがございます。

今の土地改良事業による農地整備事業でございますけれども、負担割合としましては国が50%、県が30%、市と地元で20%、これは10%・10%というところがございます。当然地元負担10%ということで総事業費の1割相当分を負担するようなことになるわけでございますけれども、仮にこの10%を何とかゼロにする方法としては、圃場整備をした、対象とした農地を全て農地中間管理機構に全部貸付けを行うと、そして、利用権設定を15年行っ

て8年以内に集団化するという、かなりハードルの高い事業でございます。それをクリアすれば地元負担がなくなるということではございますけれども、なかなか担い手が不足している中でそれをクリアできる事業に乗れるかというのが疑問でありますけれども、それがあれば地元負担はなしと。ただ、それに乗れないようであれば、当然のごとく地元は総事業費の1割を負担するという形になってきてしまいますので、今後土地開発事業を進めるに当たってどんな補助事業、有利な補助事業を使えるかどうか地元とも協議させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） これからも地元で分からないことがいろいろな話合いの中で出てくると思うんです。その際、地域で話合いが持たれる中でどこまでも寄り添っていただいて、担当課でしっかりとアドバイスをしていただいて、間違っても踏み外さないような、そういう方向、そして、一度このことを決定したからといって絶対に実行しなければならないという方向に持って行ってしまうと、地元でも負担というか、心の縛りみたいなのができてしまうので、そういった部分ではこの調査費を投じていただくことで必ず圃場整備につなげていかなければならないという考えを農政課では持っていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） お答えします。

今矢板議員から御質問ありましたように、圃場整備は本当に長い年月がかかります。事業計画においても3年、工事について、これはまちまちでしょうけれども、やはり3年から5年、そして、最終的な換地処分となると一、二年かかりますので、最低でも8年ないし10年ぐらいかかると考えています。

その中で今回市としては現況地形図の予算措置なんかも検討したいということで、措置はしますけれども、この10年スパンの中でなかなか下川井地区においても農家の考え方、あとは今の農家をやっている方、次の世代の方、考え方はいろいろ変わってくる可能性もございます。何でもかんでも事業をやるということではなく、まずは下川井の集落営農組合が立ち上がったという第1ステップの段階で地図を作成するというふうに着手しますので、当然途中で圃場整備の見直し、または計画の縮小、いろいろ想定されることがあるかと思えます。それについては市と地元、県といろいろ協議されて、変更に応じた対応を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、農政課サイドからもしっかりとアドバイスをしながら、今後地元の、この下川井の方たちが安心して農家の作業ができるようなことも含め、寄り添った

形を取っていただきたいと願って今回この質問を終わりにします。

続きまして、2番目のコロナ禍における女性の負担軽減について質問させていただきます。

今年の3月1日から、今年というか毎年なんですけれども、3月1日から8日は女性の健康週間であり、3月8日は国際女性デーでもありました。今世界各国で女性の月経による生理の貧困が問題となっています。

生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている、先進国においても問題となっています。

この生理の貧困解消のために、例えば、イギリスは、全国小中高校で生理用品が無償で提供されていると報道されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

日本でも任意団体のアンケート調査では5人に1人の若者が金銭的に買うのに苦労しているとの結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親などから生理用品を買ってもらえない子供たちもいるとの指摘もあることから、本市において生理用品の必要な方に配布ができないかお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 生理用品配布についてお答えいたします。

平塚議員の答弁と重複いたしますが、本市では生活困窮の相談があった子育て家庭に対して、フードバンク那須烏山から提供を受けた生理用品を配布しております。

また、本市の要保護児童対策協議会に関わりのある児童とその家庭に対しましては、継続的に家庭環境等の状況を確認し、その場面において必要な支援を実施しているところであります。

次に、市内小中学校では女子児童・生徒の要望にいつでも対応できるよう、保健室に生理用品を準備し、養護教諭や女性教諭が中心となりサポートできる体制を整えております。

また、経済的な理由や家庭の事情により生理用品を準備できない児童・生徒がいることを把握した場合には、担任や学年主任、児童・生徒指導担当と校内での対応を検討するとともに、すこやか推進室をはじめ関係部署と情報を共有し、連携を図りながら家庭支援に取り組むこととなっています。

しかし、「生理の貧困」問題は家庭の経済事情や自分の体・性といったとても繊細な内容であるため、子供たちからSOSの声を発するのはなかなか難しいと思われれます。児童・生徒が抱える悩みを日常の観察や定期的な教育相談からいち早く察知し、適切なサポートができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 生活困窮者やひとり親家庭などにフードバンク等でお声掛けをしていただいで必要な方に提供しますということをおっしゃっていただいでいるということは聞いています。

ただ、そのものを取りに行きたいということで、取りに来られる、その方がなかなかハードルが高いとか、そこが恥ずかしい部分になっていくのかなと思うので、なかなか取りに来てもらえないのが現状なんだということをお聞いています。その中で、私ももしこの立場であったら、取りに行くことは抵抗感があってできないと感じているところなんです。

そこで、ネット申請とか郵送も可能にさせていただくとか、そういうことも、窓口を一つの場所でなく、ネットの中で開くことによってちょっとアクセスしてもらえることができるのであれば、そういうものが可能に、入りやすくなるとか、心の部分、開ける部分につながっていくのかなと思うんですけども、この利用がもし可能であれば、そのことをしていただくことができるかどうかをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） ネグレクトの問題で、先ほど市長の答弁にありましたとおり、要保護児童対策地域協議会などに関わる世帯というのはあるところなんですけど、やはりそういった家庭であったり、あと、ひとり親家庭なども、実際に保護者とか、そういった方とお話とか、訪問などをした中で情報共有をしながら、必要であれば出していくという形なので、今のところネットを使つての配布とか、提供というものは考えていないところです。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今突然言ってしまったので、びっくりしたと思うんですけども、このような形も、目に見えて支援がこうやっていますということと、あと心の内面的なものもネットの環境であれば開けるのかなと思ひまして、今後要望者とか、そういう人たちが増えてきたときに、取りに来られないという人たちのためのものを一つ開設していただいでおくとうありがたいと思ひまして、今回要望したいと思ひます。

それから、2番目の質問に移ります。

市内の小中学校や公共施設のトイレに生理用品を無償で設置できないかということをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） トイレの生理用品の無償設置についてお答えいたします。

生理の貧困問題については、子供たちの健康面ばかりでなく、先ほども出ましたように、ネグレクトなどの精神面にも関わる問題として早急に対応しなければならない問題であります。

学校のトイレに生理用品を無償で設置する件につきましては、現在女子児童・生徒の要望に

いつでも対応できるよう保健室に生理用品を準備し、養護教諭や女性教諭が中心となり、心と体の悩み等を広く支援できる体制を整えております。

今後はどのような支援が必要になるか、児童・生徒や保護者の意見も十分考慮し、要望を踏まえたサポートができるよう努めてまいりたいと思います。

公共施設への生理用品の設置につきましては、配布対象者の範囲や管理の在り方に課題があることが考えられますので、ほかの自治体の事例を参考に、課題の整理やニーズの把握に努めて早急に対応できるようにしていきたいと思います。

普通のだけでサイズがかなり種類もあるので、何を置いておいていいのかというのもきっと、それでは合わない人もいらっしゃるの、かなり難しいのかなと思います。各レストランなんかで今置いてあるところが大分増えていますけれども、それでは全然対応できない方もいらっしゃいますし、その状況によって学校でもいろんな対応をさせていただいていると思います。トイレにだけ置いただけで安定できるわけではないと思うので、その辺は考慮させていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） もちろんトイレに置いただけでは対応が不十分であると私も考えます。

ただ、言えないお子さんというか、先生とうまくコミュニケーションが取れない、自分のことを恥ずかしくて、そういう環境であるということも口にも出せない、そういったお子さんがいた場合、やはりそっと「ここにあるよ」ということが分かるような、心と通い合わせていただいて、しっかりと指導に当たっていただければというのが希望であります。保健室の養護教諭の先生や、また、すこやか推進室の先生とも連携をしっかりと密に取っていただいて実施していますということが市長答弁にもありましたので、そこはしっかりとお願いしたいなと思うところなんです。

そのものが、今回防災備蓄という備蓄品に生理用品というのがあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 備蓄用品として最低必要限なものということで対応しておりますので、現段階で生理用品等について備蓄しているかといった点については、備蓄していないというところでございます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実は生理用品が一番備蓄する必要があるんです。私自身よく分かっている。お風呂に入れない場合、生理用品があるだけで女性の入浴はしないで済む、下着の洗濯が少ないというので、絶対に備蓄しろという話を私は聞いていた。その連携が行っていなかつ

たことを反省させていただきます。申し訳ないです。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、今現在は備蓄されてはいないんですけれども、今後は備蓄していただけるということによろしいでしょうか。

それで、防災備蓄品に充てていただいたものというのがそのまま何年も、腐るわけではないので、ずっと備蓄品の中に入っていくと思うんですけれども、ずっとあると、例えば、何十年も置いてしまうような形にもなりますので、それを学校の先生たち、学校に下ろしていただいて子供たちが使えるような環境づくりに回していただくことはできるかどうかお伺いいたします。

今後、備蓄品として備蓄していただいた後のお話なんですけれども、何年かに1回は取り替える時期を決めていただいて、それは取り替えたときには学校などに配布していただいて、そのものを活用していただけるかどうかということを確認したいんですが、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに腐るものではないので、備蓄できると思います。今きっと、たしかおむつとかはしているんですよ。それと同じような期限でその辺は検討させていただきたいと思います。

ただ、学校と連携が取れて、それを配布して使えるとなると、今の段階で、今回初めてなので、保存するようになると、これから5年か何かの間になってしまう。逆にその5年間学校で使用するものはもう購入されていると思いますので、その辺の転換がどのようにできるかは学校側とか、いろんなところで協議させていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 備蓄品を無駄にしないという観点からお話をさせていただきましたので、これから先、循環をしっかりとっていただけるような環境づくりをお願いしたいと思います。

それから、先生と児童・生徒がしっかりと相談できる体制というのもまた、先ほどもお話ししたんですけれども、よりしっかりと密に取っていただけるようなことをしていただいて、さらなる配慮とケアということをお願いしたいと思います。

そして、次の質問に入ります。3番の企業版ふるさと納税のさらなる活用について質問いたします。

地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えています。制度導入には国の認定が必要で、8月9日時点で1,194の自治体が認定を受け、約1年間で2.8倍に急増しました。昨春からの税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した結果も上がっていると聞きますが、本市はどの

ように進めているのかお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 企業版ふるさと納税の活用についてお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れをつくり、自治体が行う地方創生の取組に充実・強化することを目的に平成28年度に創設された制度であります。制度を活用するための要件としましては、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要がございます。

本市の取組としましては、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業ベースとした地域再生計画を策定し、令和2年11月に国の認定を受け、現在事業に賛同いただける企業の皆様から寄附を市ホームページで募集しているところであります。

実績としまして、昨年度企業版ふるさと納税による寄附金を財源とする「地域再生創造事業」を創設し、事業推進主体の募集、審査を経て、一般社団法人「里山大木須を愛する会」から提案があった「産官学による里地・里山再生プロジェクト」を採択し、今年度から宇都宮大学や民間企業との連携の下、雑草問題解決事業や耕作放棄地の再生による里山ビジネス創出事業に取り組んでいるところであります。この事業に対して8月末現在でプロジェクトに賛同する企業が5社あり、合計750万円の寄附をいただいたところであります。

そのほかにも本市が進める地方創生事業に対する寄附の話を数件いただいております。現在調整中であります。

また、9月議会定例会に上程させていただきました「まち・ひと・しごと創生推進基金設置及び管理条例」につきましても、企業版ふるさと納税の寄附金を複数年度に当たり活用する事業を実施するために整備するものであります。

企業版ふるさと納税は、本市の地方創生事業を推進するに当たり大変有効な財源でありますので、今後とも積極的に企業へPRを行い、制度を活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 議員全員協議会のお話いただいたり、本会議の最初のときにやはりその話があったので、内容は理解しているんですけども、せっかく立ち上がったこの企業版ふるさと納税をさらに充実し、活用していただきたいと思っております。

一つ、この中を見てもみますと、企業版ふるさと納税の人材派遣型というのが書かれてありました。企業版ふるさと納税の仕組みを活用して専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体への派遣を促進することを通じて地方創生のより一層の充実・強化を図る、人材派遣型ということで、お金をこちらに納税していただくという形を充てていただいて、人を来ていただいて雇う賃金は払わなくてよくて、来ていただいた方のいろんなものを、専門的知識や

ノウハウをしっかりと学ばせていただける、そこで力を発揮していただける。企業としては、人件費相当の額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大9割税の軽減を受けることができるというメリットもありますので、そういう企業がありましたら、やはり採択していただいて、できるだけお願いできないかなと思いました。

このことについては、お話ししていないんですけれども、今後こういうことがありましたら、考えの中に入れていただくことというのはできますか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 企業版ふるさと納税の中に昨年10月この人材派遣型というのができました。内容を私も見ると、地方公共団体の職員として任用したり、いろんなケースが考えられるようです。当然そういったケースが出てくれば、積極的に推進していく中でぜひ検討してまいりたいとは思っています。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、積極的にお願いいたします。

それでは、次に2番目の質問に入ります。

山形県南陽市では、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと「企業版ふるさと納税」を活用した食の支援事業を始めました。「故郷の食」を送ることで若い世代との新たなつながりをつくる、将来Uターンなどで人口増加につなげていくことが目的とされています。

そこで、本市でも企業版ふるさと納税を学生支援につなげていくことはできないかをお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 企業版ふるさと納税を活用した学生支援についてお答えいたします。

コロナ禍における学生への支援につきましては、昨年度本市においても私からの応援メッセージと併せて市の特産品である「島田うどん」など総額5,000円相当の品物を「ふるさと便」として東京都はじめ全国25都府県にお住まいの本市出身の学生等に送らせていただきました。事業費の一部として市三役の給与と市議会議員の皆様からの報酬の減額分を充てさせていただいたところであります。

また、その後、ふるさと便をお届けした学生に対しましては、この御縁をきっかけに郷土愛を育ていただくため、ふるさとである本市のPRをSNS等で発信していただくなどお願いしたところであります。

市としましては、人口減少が進展する中、特に若い世代の転出は大きな問題でありますので、学生に限らず本市出身で、現在市外にお住まいの方々への本市へのUターンにつながる事業に

つきましては積極的に展開してまいりたいと考えております。

議員御提案の企業版ふるさと納税を学生支援につなげていくことにつきましては、事業を実施する上で大変有効な手段であると考えております、前例もありますので、ただ、今のところそういう事業対象で寄附をするという話が出てきていません。今後学生の支援も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 山形県南陽市の取組としては、同市出身の学生支援として企業版ふるさと納税を活用した食の支援として南陽産の米、つや姫というのを5キロ、南陽グルメセット、ラーメン、そばなど、南陽スイーツセット、ラスク、焼き菓子などいずれかを学生に送るということで南陽市の公式LINEで今年の7月末までに申し込むという形を取ったそうです。県外に居住しながら大学専門学校などに在学している学生に山形県内の5企業から各社10万円を受け、食の支援を実施、保護者は市内に住所があることが条件として実施されました。

これは余談なんですけれども、私の古い友人が東京に住んでいるのですけれども、その方が、実家は新潟のほうにあるんですが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大でもう帰ることができず、年老いた親を心配しているということを知り、我々の世代でもそのように心配して、帰りたくても帰れないという思いもあります。学生の皆さんはやはりコロナ禍の中で、緊急事態宣言も出されている中では身動きが取れないということは百も承知していて、本当に大変な思いをなさっているのではないかなと感じています。今回の提案というのが本当にしっかり有効にしていれば、またこのような取組を那須烏山市でもやっていただくことができれば、学生たちも本当に安心して、那須烏山市というところにまた戻っていきたいという心のよりどころになっていくのではないかなということを感じています。

昨日青木議員も一般質問で同じ質問をされていました。同じ思いで、青木議員とは本当に同じような質問をさせていただいている経緯があるんですけれども、やはり学生支援、県外に出ているだけでなく、県内でも市外に通っている方も本当に同じ思いをしていると思うんです。親御さんのところから離れて独りで暮らしている方というのは、余計に苦しいというか、大変な思いを、直接親に心配かけたくないから、言わないでいるような子もいらっしゃるのではないかなと思います。またこのような機会がもしありましたら、積極的に取り入れていただきたいと感じていますので、再度、答弁というのは難しいかもしれませんが、市長、先ほどおっしゃっていたんですが、やはり同じ気持ちでいらっしゃるのかなと思ひまして、もう一度お聞かせ願えればと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 昨年度もこの企画に対して実は私はすごくやりたいと思っていました。

なかなか同意を得られなくてできなかったことなので、矢板議員と青木議員から背中を押してもらった形で皆さん議員の削減された報酬もいただきながら運営することができました。

今回はこのふるさと納税は関係なくできることだと思います。ただ、対象者をどのようにしていくかということで、確かに前回のときに親元を離れた、いろんなところの方の学生を選びましたが、地域の方々からは「自分の娘、息子だって同じようにバイトができなくて大変なのに、地方に行っている人、ほかにいった人だけあげるんですか」という話もされました。いろんなのがあるので、その辺は検討させていただきたいと思います。範囲を広げるのか、どのようにするかはこちらで考えさせていただきたいと思います。

決してやらないわけではないし、皆さんの意見を十分に聞いて行動に移させていただいていますが、なかなかそれを形にするということも難しく、皆さんには信頼を得ていないのかなという、私の中で反省がありますので、今後とも頑張っていきたいと思います。いい案をいただきました。ただ、企業版とするとまた年月が遅れてしまうだけなので、予算とか補正等で相談させていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回は企業版ということで取り上げさせていただいたんですけれども、即効性があるということで、もし考えがあるのであれば、何か手だてとして支援していただく方向を市として考えていただければありがたいと思います。

今後も努力していただいて、市のさらなる発展に御期待を申し上げ、本日の質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（渋井由放） ここで答弁漏れがございましたので、佐藤総務課長より改めて答弁がございました。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど防災倉庫の生理用品の備蓄関係で私のほうで「備蓄しておりません」とお答えしましたが、市長からの指示もございまして現段階では少しずつ備蓄する方向で、今備蓄されている状況でございますので、先ほどの御提言等も踏まえまして今後さらに検討してまいりたいと思います。

○議長（渋井由放） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時10分といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、4番荒井浩二議員の発言を許します。

4番荒井浩二議員。

〔4番 荒井浩二 登壇〕

○4番（荒井浩二） 議場までお越しくださって傍聴されている皆様、そして、さきの定例会から始まった本会議録画映像配信を御覧になってくださっている方々、こんにちは。議席番号4番荒井浩二です。ただいま渋井議長より発言の許可を得て、通告書に従い本議会最後の一般質問をさせていただきます。

私は先月に県の大規模接種会場にてモデルナ社製のワクチンの2回目を完了しました。正直なところ1回目・2回目ともに副反応が重く、大変つらい体験をしました。しかし、世界中で蔓延しているこの感染症に対処していくために、おのおのの考えはあるとは思いますが、一人ひとりが可能な限りできることをやっていくしかありません。医療従事者の方々が身をもって先行接種し、現場で最前線で頑張っておられる姿を我々は常に忘れてはなりません。

また、ワクチン接種を完了していれば、万が一緊急で別の病気等で入院を余儀なくされるような場合も、被接種者に比べて比較的スムーズに病院側でも対応が行われて治療に入れるためお互いにとっても利点があります。さらに、感染してしまうと一定期間生命保険など住宅ローン等の審査に影響が出てしまうといったこともあるようですから、やはり感染予防を第一に、自分の健康、みんなの健康ということで先を見据えた対策を行っていきましょう。

それでは、質問者席より本日は4項目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それでは、1つ目の質問から行います。

こども医療費助成制度の拡充について質問させていただきます。

本市のこども医療費助成制度は、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合、医療費（保険診療分）及び入院時食事療養費を市が助成する制度であります。全国的にも少子化が進む中で、本市の子育て環境の充実や子育て世帯を支援するためにも、現在制度の対象とされている出生から中学3年生までの範囲を高校生18歳程度まで拡張してはいかがか、高校に進学して医療費の負担が家計を圧迫して困っていると中高生の子供がいる保護者の方々から何件か相談がありましたので、本市の今後の方針について伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） こども医療費助成制度の高校生までの拡張についてお答えします。

コロナ感染症拡大のために中止になったこども議会でも同様の質問をいただいております。

こども医療助成の目的は、「こどもの病気の早期発見や必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担相当額を公費で支給し、こどもの健康の保持増進を図ること」にあります。

栃木県内においては「生まれてから小学生まで」は栃木県による医療費助成制度が適用され、医療機関の窓口で負担することなく医療が受けられる「現物支給方式」で実施されています。一方、中学生以降につきましては、市町ごとに対象年齢や医療費の負担方法が異なり、県内25市町のうち14市町が中学3年生の年度までの医療費助成の対象としています。

本市におきましては対象年齢を中学3年生まで拡大し、市の単独事業による「現物給付方式」にて実施しているところであります。しかし、現物給付方式につきましては、保護者の子育てにかかる経済的負担軽減と利便性の向上が図れるメリットがある一方で、実施自治体の国民健康保険に関する国庫負担が国により減額されるペナルティーが科せられるなどデメリットもあります。

地方創生の名の下で全国各地に多種多様な人口増対策が展開されておりますが、医療費助成制度につきましても競うように対象年齢が拡大しており、地域格差が生じております。

私は医療費助成制度を含む社会保障政策に関しましては国のマクロ政策により全国一律に提供されるべきではないかと思っています。したがって、これまでも国による補助対象年齢の拡大や現物給付によるペナルティーの廃止について市長会等を通じて国に要望させていただいております。

今後も引き続き地域格差の解消に向け、国に対する要望活動を粘り強く行いますとともに、各種子育て支援策と連携することで医療費のかからない健康づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 市長から答弁をいただきました。栃木県の25市町のうち14市町、うちもそれに含まれているんですけども、その市町が中学までを対象にしているということでした。

市長には市長会等で要望していただいているということなんですけれども、全国一律に高校生までを対象とするということを保護者の方々は待ってられないと思うんです。子供はすぐ成長してしまうので。ただ、その3年間の負担がやはり家計を圧迫しているということで、今回こういう相談をいただいて質問させていただいているわけなんです。例えば、お隣だと那珂川町とか茂木町は15歳までなんですけれども、高根沢町が18歳まで対象となっています。それとあとよくうちの近隣自治体として例示される矢板市もそれに含まれておりますし、那須町や塩谷町も、うちより比較的規模が小さい自治体だと思うんですけども、それらも18歳までを対象としております。本市ではなぜそれができないんでしょうか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 先ほど市長の答弁にもありましたとおり、栃木県内におきましては生まれてから小学6年生まで対象にしているところで、本市においては中学3年生までを対象にしておりますが、平成27年度からは、26年度まで償還払いであったものを現物給付にするなど対応してきているところで、その時点ではやはり県内でも圧倒的に中学3年生までというのが大半で、ここ最近になって高校生までというところが増えてきておりました。できる、できないというよりは、市長の答弁にもあったとおり、全国一律で、地域で住むところによって医療の負担が変わってしまうというのはやはりおかしいところなので、まずは市長会を通して国にそういった要望を出していくのが先にやることかなということで考えております。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。全国一律になるまで待つということだったんですけれども、子供の未来が国の将来と言えます。子供を育てる環境をやはり充実させていくことが国の未来をつくることだと私は考えております。

それで、今住んでいる方はもちろんなんですけれども、これからも本市を居住地として選んでいただくためにも、例えば、那須烏山市に働く場所がないとか、あと、他市町よりこども医療費の自己負担が大きいなんていうことになると、ただでさえ地理的にも県の外れのほうにある那須烏山市は、選ばれるという選択肢から一つ外れてしまうんじゃないのかなと私は心配しております。

それで、先ほど川俣こども課長に今まで検討した経緯とかお伺いしたんですけれども、例えば、この対象を、今の出生から15歳までというものを16歳から18歳までに拡大した場合に市の負担というのはどれくらい増えるんでしょうか。行財政報告書によると、令和2年度はコロナ禍の影響で数字が恐らく従来のものとちょっと、影響を受けているのかなということで令和元年度の数字を参考にさせていただきたいんですけれども、対象の登録児童数が2,616人いて、助成延べ件数3万1,206件、助成総額6,725万9,820円、1件当たり2,155円の平均となっております。ここら辺の数字を参考にすると、もし18歳までを対象とした場合、幾らくらいの助成総額が見込まれるでしょうか。分かればお願いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） こども医療費の支出額につきましては、年度によって上下しますが、おおむね7,000万円前後がかかっている状況です。先ほど荒井議員からもありましたとおり、令和2年度につきましては、コロナの影響だと思うんですが、受診控えということで5,200万円でした。高校生までこども医療費を拡充した場合、市が負担する金額ですが、仮に中学生分と同等であろうということであれば、過去6年間を見ると年間で1,200万円

から1,400万円を中学生に対して支出しておりますので、その程度の金額が毎年上乘せになってくるのかなと思われま。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 大体年間当たり1,200万円から1,400万円ほどの市の負担増が想定されるという答弁でした。

ただ、この数字なんです、金額としては大きいように思えるのかもしれませんが、子供の成長をこれで保護者の方々、市民の方々の安心とともにそれが買えるのであれば、私は結構これは安い金額なのかなと思います。

それで、御存じのとおり児童・生徒数は年々残念ながら減少傾向にありますから、本助成制度の予算もそれに依じて毎年減額されていくということは想像にやすいことだと思います。本市の懐事情というのはそれなりに理解しているんですけども、国や県の動きを待つ前に市長にぜひこれを進めていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実は私が議員になったときにこども医療費の現物支給をしてほしいと、そのときにおっしゃっていたのは平塚議員で、平塚議員と2人で4年間言って、たしか4年目、2期目になった初めてのときに大谷市長に「そういう方針でします」と言われて、4年かかったんだというのが私の中ではあります。

なかなかそれでやはりやっていただけなかったのが事実なんです、私の中でもその後、今度は高校生かな、障がい者かなというので、ずっと平塚議員と障がい者の、今回精神障がい者のほうも国・県でやってもらえるようになってきました。やはり難しいのはペナルティーとかがあって、国から来るお金も下げられてしまう。そうすると二重になってしまうというのがあって、なかなかできなかった状況だということも私の中でそれを学ばせてもらいました。確かに他市町の例を聞きますと、高校生は実は本来は一番病院にかからないということで始まったそうなんです。ところが、やはりただとなれば皆さん行くようになってしまって、統計を取ると皮膚科と接骨院が多いらしくて、1回か2回行くような捻挫みたいのでも毎日行かれてしまって、思いのほか値が上がるんだという話をいただきました。慎重に考えたほうがいいという意見を他の市町からいただきました。

それで、高校生は県内のいろいろな学校に行っていっちゃうので、今は受診でも、それが窓口で大丈夫だということになってきたので、大分昔とは違うと思っています。私が確かに歯医者をやっているときなんかは違う地域のは面倒くさかったりあったんですけども、今ほぼ統一されてきたので、その点は違うのかと思います。

ただ、検討と、あと、それこそお金だけではなくて、システムいろいろ変えるようなので、

その辺の時間もいただかないとなかなか進むことはできない。ここで一概にできますという返事はできませんのが申し訳ないなと思いますが、検討させていただく方向で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。高校生になってくると診療で、体が結構丈夫になってきているので、肌荒れとか、にきびだったりとか、そういったことで病院に通われるので、そこに関してはあまり緊急の必要性がないのかなという感じの答弁だったのかなと思うんですけども、私もアトピーがあって、肌荒れをしている。それが病院に通って多少よくなることで精神的な安心を得られるのであれば、それも立派な医療なのかなと私は考えます。

市長も市議として在職中に平塚議員と一緒にやってこられたということで、なかなか大谷前市長との間でいろいろやり取りがあって、市長もいろんな苦い経験をもしかしたらしてきたのかもしれないんですけども、そんな市長だからこそ、この制度に対しての理解は得られるんじゃないのかなと私は考えております。

川俣市長は先定例会で出馬表明をされて2期目に向けた市政の計画やビジョンとか、そういったものを当然ながらお持ちとは思いますが、もしかしたらその中に私が知らないだけで既に考えていらっしゃるのかもしれないんですけども、当制度の対象年齢の拡大をぜひとも公約に入れてはいただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実はほとんどの市町で高校まで入っているのは全部選挙があったところだけです、前提としましては。ですから、その返事は私はここではできないと思っております。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 非常に残念なんですけれども、市長の気持ちというのは多分これを実現したいんだろうという私の願望を込めて次の質問に移らせていただきます。ぜひ前向きに検討していただけるとか、取りあえず検討していただけると言っていただけるかなと思ったんですけども、そこまでもいかない言葉だったので……。 「検討する」と言ってくださった、ごめんなさい。

では、その「検討する」という言葉なんですけれども、検討レベル、前向きなのか後ろ向きなのか、検討の段階があると思うんですけども、これを、例えば、災害時の警戒レベルに例えて、災害時の警戒レベル1から5まであります。これを検討レベルと置き換えまして、こども医療費の助成制度の拡大・拡充というのはレベル幾つぐらいでお考えですか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 休憩にしていただけませんか。

○議長（渋井由放） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

○議長（渋井由放） 再開いたします。

川俣市長。

○市長（川俣純子） 進める方向でやらせていただきたいと思います。

また、国の要望は本当に大切なことだと思っています。同じ日本に生まれてきて医療費が各地で違うというのは一番難しく、本来の日本の民主主義ではない。そういうことが一番出ていますので、その要望が一番大切だと私の中では思っています。いろんな機会で会うときには厚労省にも伝えていきますので、その辺の価値も考えていただいて、決して嫌なわけでもないし、予算を使うことにちゅうちょしているわけではないんですが、やはり平等ということは、格差を生んでいるのは事実です。どこが早い遅いではなく、格差がない世界をつくるにはここが一番SDGsだと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 引き続き市長の熱い思いを国に向けて実現に運んでいただければと思います。難しい質問をして申し訳ありませんでした。

次の項目の質問に移ります。キャッシュレス決済への対応についてお伺ひいたします。

令和元年のキャッシュレス元年から始まり、コロナ禍を経てキャッシュレス社会に向けた時代の取組はますます盛んになっております。この件で一般質問させていただいた昨年と比較して、本市の導入と利用実態にどのような変化が生じたか、また、今後の方針についてお伺ひいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） キャッシュレス社会に向けた取組についてお答えいたします。

キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、9月1日に発足したデジタル庁では「目指すべきデジタル社会のビジョン」として、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せが実現できる社会を挙げております。キャッシュレスはまさに一人ひとりのニーズに合ったサービスの一つであります。

本市では市税及び上下水道料など収納方法といたしまして、口座振替のほかコンビニ収納の中で平成31年4月からスマートフォン決済アプリ収納を導入しております。

市税及び上下水道料などを合わせた収納実績につきましては、口座振替による収納が、令和

2年度が7万9,015件、13億7,658万3,808円であり、令和元年と比較しますと293件減少したものの、収納額は1,843万2,320円増加しております。

一方、スマートフォン決済アプリによる収納は、令和2年度が501件、804万2,386円であり、令和元年度と比較すると391件増加するとともに収納額も616万6,875円増加するなど、スマートフォン決済アプリの利用が増えている状況でございます。

また、公金の支出業務におけるキャッシュレス対応といたしまして、令和元年度及び翌2年度ともに支出全体の約8割を口座振込としております。

自治体窓口や公共施設におけるキャッシュレス決済導入の重要性はますます高まりつつあります。令和2年7月から始まったマイナポイント事業は、官民キャッシュレス決済基盤の構築を一つの目的としています。本市におきましても、登録支援体制を整え推進した結果、本年8月末現在1,060件のマイナポイント予約でございました。こうした実績件数から、市民のキャッシュレス決済への関心は高いものと思料しております。

今後につきましては、先進自治体の導入事例を参考としながら、キャッシュレス化のプロセスから生じるノウハウや課題を整理し、最適な方策によるキャッシュレス決済サービス導入に向け積極的に取り組んでまいり所存でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 答弁ありがとうございます。昨年の数字と比較して、収納でもコロナ禍の影響があるので、件数とか減免でもししたら数字が少ないのかもしれないんですけども、認知度が上がって増えていると。公金支出についてはほとんど8割が口座振替で行っているという答弁でした。昨年と比較して変わったようなところというのは、決済件数がやっぱりちょっと増えているということなのかなと思います。

それで、これはマイナンバー法とも関係あるんですが、次の質問とも関係あることなんですが、非常に長い法律の名前なんですけれども、令和元年5月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律とあって、通称デジタル手続法というんですが、これが情報通信技術を活用して行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための内容、それに対応するための法律があって、改正されたわけなんですけど、これによると行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のための必要な事項を定めるとともに行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じるとあります。

行政手続のオンライン化に必要な事項として、電子署名、電子納付など本人確認や手数料納付もオンラインで実施するとありまして、今月1日に発足したデジタル庁がこれに絡んだ事業

を積極的に推進していくものだと想像されますが、本市では昨年と比べてあまり変わっていないということなのですが、例えば、私が昨年一般質問の中で申し上げた証明書とか窓口手数料のキャッシュレスへの対応についてはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 澤村会計課長。

○会計課長（澤村誠一） 昨年も荒井議員から御質問ございました。窓口手数料等につきまして調査研究等進めてまいりまして、県内の25市町でもほとんどキャッシュレスということではなくて現金による支払いとなっているということで、まだまだ普及していない部分がございます。

今後キャッシュレス決済につきまして必要と認識しておりますので、引き続き調査研究を進めながら実施するようなことになれば、金融機関等々も調整しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 県内ではほとんど採用されているところがないということで、唯一多分小山市だけが窓口の手数料、窓口でのキャッシュレス対応がLINE Payによって可能になっているのかなと思います。小山市だけとは言わず、先進事例となることを怖がらずに、むしろ自らをもって先進事例となってほしいと思うんです。

小山市にはちなみにIT推進課というものがあります。本市でももしかしたらこういう特別にIT技術を推進するための課だったり、担当職員はいらっしゃるのかなと思うんですけれども、こういったものを推進していかなければならないかなと思うんです。

それで、小山市では市民課で証明書の手数料収入をキャッシュレスにしていると。あと、車や美術館の観覧料もキャッシュレスで対応していて、博物館の入館料、うちでも山あげ会館とかで対応しているということで去年の答弁であったんですが、今もそれでよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 山あげ会館、龍門ふるさと民芸館については両方ともキャッシュレス対応が可能となっております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 一部やっぱりこういうふうに対応しているところがあるので、本市でも対応できるところはどんどん対応していったほしいと思うんです。

次に、キャッシュレスの中でも、今の市の公金の支出だったりとか収納に関してのお話だったんですけれども、市内のキャッシュレスの概要についてもお伺いしたいんです。例えば、今

年も30%のプレミアが付加されたわくわく商品券が発行されて、この事業に関しては亡き久保居前議長はどちらかというとな否定的だったように思うんですけども、せっかくこの事業を実施するのであれば、私は昨年も申し上げたんですが、今年こそキャッシュレス決済を促進するような、脱現金、ペーパーレスな、市民生活をより向上させるための事業にしてほしかったんですけども、これは何でできなかったんでしょうか。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 本年度の商品券発行につきましては、当然コロナ禍における感染症対策としてはキャッシュレスも必要だということでは認識しておりました。商工会と調整する上でそういった考えも必要だと検討したところなんですけれども、なかなかそれを導入する時間的余裕がなかったというところで今年度については紙ベースの商品券となってしまいました。

そちらにつきましても今後の課題と捉えておりますので、キャッシュレスの地域通貨ですとか、そういったものについて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ちなみにお伺いしますが、市内の状況として、昨年と比べてキャッシュレス対応の店舗などの状況はどうなっておりますか。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 昨年もお答えしましたが、本市におけます導入の状況として正確な統計資料等はありません。よって、どれぐらい普及しているかというのが分かりづらいんですけども、参考までに国の消費者還元事業、こちらは令和元年の10月から始まって令和2年の6月に終了したわけなんですけど、こちらは始まったときの事業者の登録数は72事業者、6月に終了したときには137事業者ありました。

これらのうち一番大きいと思われるPayPayがどれぐらい使える事業者があるかというところで、始まったときには63事業者だったんですけど、最新の、現在のPayPayが使える事業者を見ると141事業者が出ておりますので、昨年よりは若干件数が増えているのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 答弁ありがとうございます。本市でのキャッシュレスへの対応というのは正直あまり進んでいないんですけども、市内の商工業ではやはり時代の流れとともに若干増えつつあるという御答弁だったのかなと思います。

ICTスキルというのは、私は何度も申し上げているんですけども、もう21世紀の識字能力だと思っております。先ほど言及したデジタル手続法には情報通信技術の利用のための能力とか格差の是正、いわゆるデジタルディバイドの是正に関しても高齢者に対する相談・助言、その他補助といった内容も含まれております。年寄りはどうせ使えないからと勝手に諦めるんじゃなくて、できない方々をできるようにサポートしていくことが行政、市民の成長につながるのではないかと私は思っております。現場の対応とかいろいろあると思うんですけども、現場や国・県の動向もあると思います。ただ、市長の決断が遅れば遅れるほど、本市の成長も遅れてしまうんです。

市長、来年那須烏山市は成長しますか。お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） どのような成長なのかと言われると、デジタルに関しましては随分違くなって、変わってくると思います。私たちでも、市の中でもその計画はいろいろ出てきておりますので、かなりの成長力になるとは思っております。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。このデジタル化というのは地方こそ恩恵を受けるべきものだと思うので、どんどん市長でも積極的に学んで取り入れていただきたいなと思います。

今回コロナの感染症拡大防止に関連した交付金が全国的に全ての自治体に行ったわけなんですけれども、それによって本市のデジタル化がどれくらい進んだのかというのは私は疑問かなと思っております。正直スタートラインにすら立っていないようにすら感じるんですけども、次の質問ではそれらのお金を使って着実にデジタル化を進めている他自治体を例に挙げてみたいと思います。

次の質問に移ります。3番、マイナンバーカードの普及と活用について。

マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーカードの普及を進めるためのマイナポイント等の方策が講じられております。これらの普及実態と本市における現状と将来的な利活用についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） マイナンバーカードの普及と活用についてお答えいたします。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、令和2年12月に総務省が策定した「自治体DX推進計画」において「自治体が重点的に取り組むべき事項」として位置づけされております。令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき推進しているところであります。

本市におきましては、昨年から国の事業として開始された「マイナポイント事業」を展開しており、事業が開始された令和2年7月時点におけるマイナンバーカード交付率は12.06%であったのに対し、本年8月末時点で交付率は28.38%となり、16.32%上昇したところであります。マイナポイント事業はマイナンバーカード普及促進に大きな一助となっているものと考えております。

現在さらなる普及促進に向け、自治体が多様なポイント給付施策を実施できる「自治体マイナポイント」の導入を検討しているところでございます。

「自治体マイナポイント」は現在、国により基盤整備が進められているところであり、既に複数の自治体で、要するに議員がおっしゃったように、モデル事業が採択され、実証作業が行われています。一例として、マイナンバーカードを取得した住民に対し7,000円分の地域通貨のポイント付与や市内店舗においてキャッシュレス決済サービスを利用して買物した住民に対し買物の30%を還元するなど様々な実証が行われております。キャッシュレスの推進による経済波及効果や地域の活性化につながることを大いに期待しているところであります。

今後につきましては、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する考えであり、自治体マイナポイントやオンラインによる行政手続について調査研究を加速させるとともに住民票等のコンビニ交付サービス導入に向けた準備も進めていることとしております。

マイナンバー制度のメリットにより実感できるデジタル社会の早期実現を目指すとともにデジタルとアナログを併用した住民サービス提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 市長から概況の説明をいただきました。

栃木県の福田知事はこのマイナンバーカードの年内の普及率100%を掲げているんです。ただ、さきの報道によりますと栃木県は現在33.2%で全国36位とあります。ちなみに交付率の全国平均は36%なので、全国でいうと平均以下、那須烏山市は先ほどの市長答弁ので28.38%ですか、とおっしゃっていたんですが、これは栃木県では何位になるんでしょうか。御存じでしたら、教えてください。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 県内では8月31日現在、最新の状況では23番目です。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 23位ということで、後ろから3番目ということでございます。非常に残念なんです、何が普及を妨げる要因となっているか、印象といったものが何かありましたら、教えていただきたいんですか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほど市長の答弁の中だったかと思いますが、直接の原因というか、やはりそういうキャッシュレスもそうかとは思いますが、市民の方がキャッシュレス決済をして、ポイントをもらえると、お得に利用できるというところの感覚的な部分がまだまだ浸透していないのかなと思います。

そういった理由で昨年からはまったマイナポイント事業をうまく利用していただいて、dカードであるとか、nanacoカードであるとか、そういったものにチャージをしていただくと5,000円の利点があるというところも我々も推進は図っております。ますます積極的に推進を図っていきたくと思っています。今年の12月までそのポイントの延長もされましたから、その辺既にマイナンバーカードを持っている方についてはぜひそういったものを特典として使っていただくようなことをどんどん積極的に展開したいなと思っています。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今マイナンバーカードに伴うマイナポイントのお話もしていただいたんですけども、これは4月末までにマイナンバーカードを取得した方が手続によって取得できるもので、今からマイナンバーカードを取得してもそのマイナポイントというのはいただけないですよね。いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ちなみにこのマイナポイントなんですけれども、4月末までの申請者数が4,931万人なんです。それで、9月2日の時点でマイナポイント、そのポイントをもらうためにはマイナンバーカードを取得するだけではなくてキャッシュレスサービスとの連携が必要なんですけれども、そのひもづけが完了したのは約2,265万人。マイナポイントをもらう権利があるのにまだ手続をされてない方は現在2,666万人います。これはあまりにも手続が進んでいないので、国でも期限を9月から12月まで延長したんです。ただ、マイナンバーカードのマイナポイントをもらえるための第1要件を満たすためには、そっちを国は延ばすべきだったんじゃないのかなと私は思うんです。

それで、そういうマイナンバーカードを本市でもあまり普及が進んでいないということなんですけれども、マイナンバーカード、そのデジタル手続法の改正によって、例えば、保険証なんか10月から使えるということなんですけど、利用者証明、電子証明書の利用拡大ということで、保険証とマイナンバーカードが一緒になるということなんでしょうか。これはどういう感じに事業は進んでいくんでしょうか。お願いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私もまだ詳しく把握してはおりませんが、今年の10月から保険証として使えると言われております。実験的な感じでスタートするんだと思いますが、本市では公表になっておりますが、那須南病院で使えると聞いております。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 確認なんです、那須南病院では10月くらいからそれが使えるようになるかもしれない。その保険証をそもそも統合させるには、何かオンライン上の手続とか、もしかしたらまだ具体的に決まっていないのかもしれないのですが、分かる範囲で教えてください。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私も、先ほど言いました、詳しく分からないんですが、病院の本体のカードを読み取り……。〔「現場では対応が」の声あり〕そうです。はい。そういった対応が必要だと思います。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 現場では対応が進んでいるということですね。

このマイナンバーカードなんですけれども、ほかに何に使えるかというと、うちの自治体にあまり向かないかもしれないんですが、コンビニ交付への、コンビニでの証明書取得への利用とか、あと、免許返納者とか、一部の民間では受けてもらえないこともあるんですけれども、身分証としても利用できます。あと引っ越しなど転出のときにオンラインで転出手続ができたりとか、デジタル手続法の改正の内容の中にもあるんですけれども、居住地の移動や土地、車、銀行口座の探索や証明のために利活用ができるとあります。また、本人確認情報の長期かつ確実な保存や、国外転出者の公的個人認証への対応が含まれるとあります。

こういったものというのは本市でも既にやっているんですか。それとも順次これからやっていくものなんですか。教えてください。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） まだまだ具体的な部分は決まっておりますが、これは個人的な私見にもなってしまうんですが、キャッシュレス決済、やはり来年度から積極的に進めていきたいと思っております。目標としている年度は令和6年度に開始ができるように進めたいと担当課では考えております。やはりなかなか、先ほども言いましたけれども、本市のそういう機運というんでしょうか、キャッシュレス化が進んでいく中でポイント一つ還元されれば少しでもお得に決済したいという、そういった住民の方がだんだん増えてくるという機運の醸成も必要ですし、そういったものをどんどん重ねていった上で私どもは令和6年度に目標に

したい。

いろんなハードルがあるようです。会計システムであったりとか、国でガバメントクラウドと言っている、その辺の動向も考えなきゃいけないとか、いろんなところをクリアして研究して行って目標に置いて今進めたいと思っています。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ちなみにこれは国からの事業として来ているので、難しいかもしれませんが、私は分からないので、教えていただきたいんですけども、本市独自の活用方法というのは何か考えられたりするんでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 全国的にもいろんな例を私も見ましたけれども、先ほど市長が答弁したその一例、地域通貨、そういったところはぜひ、実証されているところもありますから、一つの地域の活性化につながるんじゃないかなと私は個人的に思っています。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 地域通貨につなげられるかもしれないということで、これも先ほどわくわく商品券の事業でも申し上げたんですけども、もしかしたらこちら辺をうまく統合させて代替の事業にすることができるかもしれないので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、このマイナンバーに関する、デジタル化を推進している自治体の例として石川県加賀市というものがあります。鉄人、道場六三郎さんなんかの出身地で、石川県の南西部に位置する自治体です。人口約6万5,000人で、面積が305.9キロ平方メートル、山中温泉で有名な土地であります。令和3年度の当初予算総額はうちと違って潤沢でして、683億5,670万円とあるんですが、この自治体も2014年に消滅可能性都市に挙げられた自治体であります。

加賀市の宮元市長というのは、さきの9月7日の朝日新聞のデジタル版の記事にも出ていたんですけども、その取材に「市の基幹産業は軒並み厳しい。人口減に歯止めをかけ、生き残るにはデジタル化しかない」とおっしゃって、この方は2期目なんですけど、5年ほど前からプログラミング教育の推進などに取り組んできたと答えております。そして、「マイナンバーカードはデジタル化のインフラと言える。道路を造らないと人が歩けないのと同じで、交付率を高めないと話が始まらない」とおっしゃっております。この市長は市内53か所に申請特別会場を設置して、交付率がコロナ禍の経済対策で特別定額給付金の申請とか、そういったこととうまくからめて、あと、コロナ禍の交付金をうまく活用して交付率を急伸させまして、8月1日時点で68.5%、全国平均の36%を上回って全国1位となっております。

この自治体がモデルとしているのはヨーロッパの電子国家エストニアという国です。そこで導入されている電子市民制度、これはe-Residency制度というんですけれども、これを日本初の試みとして取り入れて今年度中に提供を目指しているということです。それらの取組や内容については、記事はウェブ上にあるので、ここで詳しく説明しないんですが、デジタル社会の中では地方こそがやっぱりテクノロジーの恩恵を受ける。この過渡期に先見の目を持って自治体のデジタル化に取り組んでいるという市長をどう思いますか、市長。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに私はその記事を読んでおります。すばらしかったというのが、御自分でも「こんなに、逆に言ったら、市民が反応してくれると思わなかったという反響で、実はコロナ禍なのに市役所に人が集まり過ぎてしまってという反省があります」と言うほどうれい悲鳴だったという話を聞いております。そのおかげでその後のマイナンバー化を維持するための措置が速やかに進んできているという記事を読ませていただいております。

同じように思っていますが、やはり今の段階でうちは申請が遅いというのは感じておりますので、そういうのはもうちょっとコロナが収まりましたら、申請ができるような状況もつくらせていただいて、多くの方々に入っていただき、使えるようにしていきたいなと思っております。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） この自治体がいいと私は思えるところは、やはりコロナの交付金をちゃんとデジタル化のために使っているということが効率的で、市民生活のレベルを一つ上げるのに物すごく買っているんじゃないのかと思うんです。

それで、話が変わるんですけれども、この中で申請特別会場を設置してマイナンバーの交付を推進したということで、今コロナ禍であって人が集まるのはなかなか難しいとは思いますが、例えば、ほかの、これは多分愛媛県だったと思うんですけれども、ワクチン接種会場での申請なんか行っているところがあるんです。健康福祉課長がいないとあれなんですけれども、誰か答えてもらえる方はいますか。本市ではそういったことはできますか。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かにそういうところに集まっているときに業務として併設してというのはあるかもしれませんが、今のところワクチン接種会場で余分なことをするというのは、なるべく感染を広げさせないということとスムーズに流すということでこちらの関係機関としては対応してきましたので、今高齢であった65歳以上が終わってからは大分流れがスムーズになりましたので、今後そういうこともできるような場が取れるかもしれませんが、今まで受付時間が大分わかりましたので、そういうことで考えは及びませんでした。ただ、そういうア

アイデアとしてはもしかしたら活用できるのかもしれませんが。できるかどうか、今の段階で、初めて聞いた案件なので、それこそ調査研究をさせていただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ほかに本市では今LINEを使っていたりとか、Infoなすからすやまとかやっていて、全部インストールしようとするとも時間もかかってしまって、なかなか現実的ではないかと思うんですけども、ただ、周知とか、やはりそういったことができると思うので、併せてやっていただきたいと思います。ちなみに本市のごみアプリもありますので、そちらの利用促進もお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。4番、八溝そばブランドの育成と展開についてお伺いいたします。

八溝そばブランドは、本市内外の生産者や関係者の尽力により年々関心が高まり、本市の重要な資源として今も成長している最中であります。コロナ禍で思うように関連事業が行えない事情もある中で、八溝そばブランドの普及育成のために行っている本市の取組や施策についてお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 八溝そばブランドの普及、育成のための取組や施策についてお答えいたします。

八溝そばにつきましては、本市を含む県東部の八溝地域1市3町で構成する「八溝そば街道推進協議会」においてイベントの開催や市内外への情報発信を行っているほか、本市独自の取組としましては「八溝そば畑作推進事業」を実施し、畑地での良質なそばの生産や産地形成と地域の活性化を目的にブランド力の向上に努めているところであります。

平成23年度から開催しているや「八溝そば街道そばまつり」は今や本市の一大イベントとして定着しており、毎回多くの来場者でにぎわいを見せているところであります。コロナ禍の影響により令和2年度、令和3年度は中止を余儀なくされ、「八溝そば」の魅力をPRできなかったことは大変残念であります。しかし、昨年は本市独自で実施しました「八溝そば消費拡大キャンペーン」は大成功したこともあり、さらなる知名度アップ、ブランド力向上が図られたものと実感しております。「八溝そば」がこれほどまでにブランド化されたのは、生産者をはじめ、そば店や関係各位の努力の賜物と感謝申し上げます。

さらなるブランド力向上に向けて「八溝そば」の品質の維持向上をはじめとして産地化に向けた様々な取組を模索し、実施していくことはもちろんのこと、今後はコロナ禍に対応した「五感で楽しむ八溝そば」の魅力発信にも努めてまいりたいと考えております。

「八溝そば」の商標を所有していました弁天食品様の厚意により「八溝そば」の商標を市に

無償で譲渡していただけることとなったことから、商標登録の移転の手続も進めているところ
であります。

今後は、「なすからブランド認証品」への登録を検討するとともに、ふるさと納税の返礼品
や加盟そば店などへ広く「八溝そば」をPRしてまいりたいと考えておりますので、御理解を
お願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 答弁ありがとうございます。やはり生産者や関係者の方々の努力によ
って八溝そばブランドというのは、結構いろんな方が本当に知るようになって、那須烏山市の
名前を挙げると「そばを食いにいったことある」なんて声をかけられたりすることもあります。

市長の先ほどの答弁の中で商標権を無償で譲渡していただけるということで、八溝そばブラ
ンドをこれから本市が本格的に活用していくために重要なステップをやっと踏めたわけなんで
すけれども、これによってふるさと納税の返礼品へ八溝そばの商品の拡充というのが行える
ということによろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 八溝そばの商標権の許諾につきましては、弁天食品様より今般無
償で譲渡されるというところで、その手続費用につきましても補正予算に計上させていただ
いたところでございます。

これまで八溝そばという命名権については弁天食品様が八溝そば推進協議会にのみ使用を認
めると平成25年12月に覚書を締結させていただいたところでございます。今般その譲渡を、
市に譲り渡してもいいというところで、今後は市がその八溝そばという商標権を持つことにな
ります。当然、八溝そば推進協議会の使用をはじめ、市が商標権を持つということで八溝そば
のふるさと納税の返礼品を考えている、要はそば店にも十分この八溝そばというのを無償で使
用させるようになります。返礼品の活用を併せていろんなお店独自のPRにも八溝そばという
命名権を使えるようになると思いますので、広い意味で今後PRの推進が図られると考えてご
ざいます。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 例えば、商品として想定されるものは手打ちそばとか玄そばとか、あ
とはそばの加工品とかといったことによろしいですか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 現実的にはそば生産組合の場合には玄そばになってしまうん
ですけども、ふるさと納税の返礼品となると、玄そばというよりは生そばの冷凍麺なんか
が想定されるところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。その前の市長の答弁にもあったんですけども、時間がないので、続けてお話しさせていただきます。

今年はそばまつりが行えなかったということで、去年は半額キャンペーンとか、そういったものを行ったんですが、今年は、例えば、そういったものの代替案とかいったものは、コロナ禍でなかなか難しいと思うんですが、あたりするんでしょうか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 八溝そばにつきましては、残念ながらコロナ禍ということで令和3年度については今のところ中止でございますけれども、今後実行委員会とも調整は図りたいと思っておりますが、開催については厳しいと考えてございます。

また、昨年八溝そば半額キャンペーンを実施しましたところ、かなりの反響がございました。10店舗が参加して、延べ1か月間で約2万1,000食のそばを販売したところでございますけれども、こちらにつきましても今コロナ禍でその食品を取り扱ったイベントを、市が積極的に密をつくるような状態でのイベントを開催するのは厳しいと考えてございますので、それについても今後じっくり検討したいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。今年は八溝そばの商標を譲っていただいて、八溝そばのブランドの推進には前進したということで安心しております。

今後ふるさと納税品やネット販売によるさらなる認知度向上を願って、本定例会最後の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で、4番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月13日月曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 2時10分散会]